

■ 現行プランの評価

＜現行プランの評価方法＞

1. 評価の目的

- ちがさき都市マスタープランは平成 20 年 6 月に改定されて、平成 26 年 3 月に一部、見直されたが、これまでの約 10 年間の取組が、市民目線でどのように評価されているのか分析を試みた。

2. 前提条件

- 分析にあたっては、市民目線（人の気持ち）に着目し、幅広い市民の目線である「（２）市民満足度調査結果」とこれまで進行管理を行ってきた経験のある市民の目線として「（３）確認委員会のコメント」を用いながら、（１）分野別重点的に取り組む施策の取組実績がどのように評価され、市民の気持ちに変化しているのか（市民感覚とのズレや取組として不足している点等）を考察した。



3. 活用データ

(1) 分野別の施策の取組実績

－平成 20 年度から平成 27 年度までに取り組んだ重点的に取り組む施策の実施内容

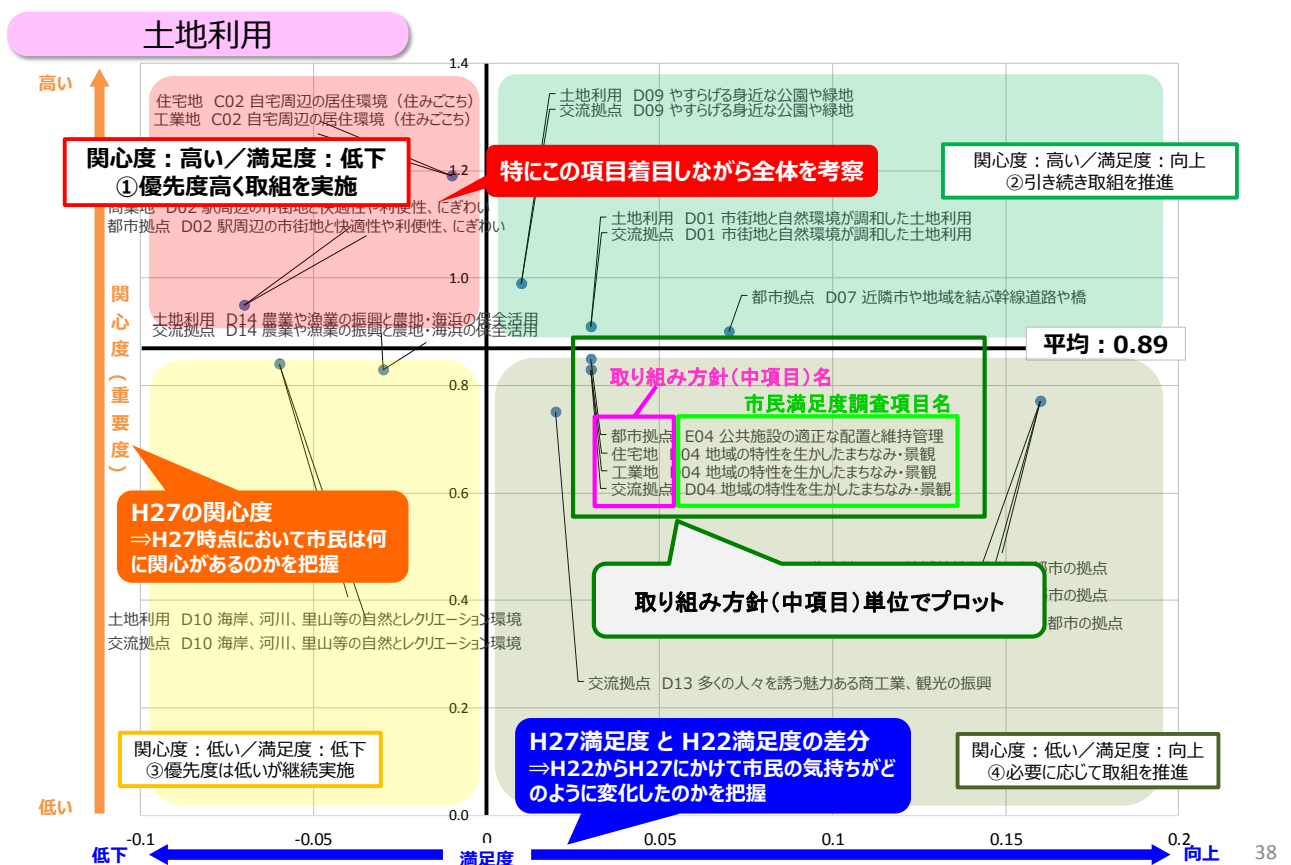
[illegible]

(2) 市民満足度調査（企画経営課調査を活用）

企画経営課が茅ヶ崎市民の市政に対する満足度や重点に置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見などを把握し、『茅ヶ崎市総合計画基本構想』の進行管理のための基礎資料を作成することを目的に、平成 22 年度及び平成 27 年度に実施したアンケートの調査項目の一つである“市政やまちの「満足度」と今後の取り組みとしての「重要度」”(以下「市民満足度調査項目」と言う。)に着目し、活用した。

<活用方法>

- 各分野における施策及び取り組みの方向（中項目）に関する市民満足度調査項目を整理。
※各分野における取り組みの方向（中項目）に使用した市民満足度調査項目番号においては、巻末参照。
- 市民の気持ちが平成 22 年度より平成 27 年度にかけてどのように変化したかを各分野毎にグラフとして整理。
 - グラフの横軸：市民満足度調査項目の「満足度」が、平成 22 年度から平成 27 年度にかけてどのように変化したかを差分で表現。
 - グラフの縦軸：平成 27 年度の市民満足度調査項目の「関心度（重要度）」を平成 27 年度時点の市民のまちづくりへの関心度として表現。



(3) 確認委員会コメント

都市計画審議会の小委員会である「ちがさき都市マスタープラン確認委員会（以下「確認委員会」と言う。）が「ちがさき都市マスタープラン」の進捗状況を市民の目線から確認した結果をまとめた「ちがさき都市マスタープラン平成 27 年度実施事業進捗確認報告書（以下「確認委員会報告書」と言う。）に掲載されている重点的に取り組む施策の進捗確認表シートに付した確認委員会のコメント内容を整理した。



■確認委員会コメント

ちがさき都市マスタープランの概要			H28確認委員会コメント (平成27年度重点的に取り組む施策の進捗状況に対する確認委員会のコメント)	
分野	施策	施策概要		
土地利用	1. 国土利用政策の推進	国土利用政策の推進		
	2. 国土利用政策の推進	国土利用政策の推進		
	3. 国土利用政策の推進	国土利用政策の推進		
	4. 国土利用政策の推進	国土利用政策の推進		
	5. 国土利用政策の推進	国土利用政策の推進		
	6. 国土利用政策の推進	国土利用政策の推進		
	7. 国土利用政策の推進	国土利用政策の推進		
	8. 国土利用政策の推進	国土利用政策の推進		
	9. 国土利用政策の推進	国土利用政策の推進		
	10. 国土利用政策の推進	国土利用政策の推進		

4. 考察結果の見方

1. 土地利用		7つの分野毎に現行プランの進捗状況を考察
1-1 地域特性を生かした土地利用		「取り組みの方向（中項目）」レベルで取組実績、市民満足度調査の結果、確認委員会コメントを整理
1-1-1 良好な住宅地の形成		
取組実績	- 快適な住環境の整備は、建築物の高さ規制区域の拡大や敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入が進むとともに、浜見平地区をはじめ、各地区で地区計画の策定等も進んでいる。 - 防災、減災に配慮した住環境の整備は、浜見平地区では防火・準防火地域の見直しの検討は今後の課題である。	H20～H27 までの実績について、その概要を記載
市民満足度調査の結果	建築物の高さ規制区域の拡大や敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入が進んでいるが、「<u>住みごこち</u>」に関する市民満足度は、低下しており、引き続き、施策の推進が必要である。	
確認委員会コメント	浜見平地区における拠点の整備は、計画通り進捗しているが、<u>目的達成に向けて検討</u>するべきとの意見があった。	取組実績と市民満足度調査の結果を踏まえ考察
1-1-2 自然環境に配慮した土地利用		
取組実績	- 自然環境の保全については、「土地利用基本条例」を制定し、保全に配慮した土地利用を図っている。 - 特別緑地保全地区として、清水谷特別緑地保全地区と赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区の指定がされた。	確認委員会のコメントを抜粋して掲載
市民満足度調査の結果	「<u>海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境</u>」に対して市民満足度が大きく低下しており、今後進めていく海岸等における施設整備や関連計画が重要となる。	
確認委員会コメント	予定された事業が概ね計画的に進捗していると述べている。	
1-1-3 商業地の環境整備		
取組実績	「土地利用基本条例」の制定とともに、茅ヶ崎駅周辺については都市機能の充実や香川駅周辺については、香川駅前出張所や子育て支援センター等の整備を行った。	
市民満足度調査の結果	駅周辺の都市機能は整ってきているが、「<u>駅周辺の市街地と快適性や利便性、にぎわい</u>」の面では市民満足度が低下しており、引き続き、駅周辺における居住誘導方策の推進や都市機能の強化を図っていく必要がある。	
確認委員会コメント	香川駅周辺の整備については、評価しているが、<u>茅ヶ崎駅周辺については、将来像に近づかせるための具体策の検討が必要</u>だと意見している。	
1-1-4 工業地の保全と活用		
取組実績	赤松地区、萩園字上ノ前地区にて用途変更するとともに、地区計画の策定が進んでいる。	
市民満足度調査の結果	「住みごこち」に関する市民満足度は、低下している中で、関心度が高いため、用途地域の見直しや地区計画等によるまちづくりを進めていく必要がある。	
確認委員会コメント	進捗していると述べているが、一方で、地域住民のまちづくりへの意識向上のためには、地域住民にとってのメリットを明確にした上で、話し合うことが大切であると意見している。	

■ 考察結果

1. 土地利用

1-1 地域特性を生かした土地利用

1-1-1 良好な住宅地の形成

取組実績	・快適な住環境の整備は、建築物の高さ規制区域の拡大や敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入が進むとともに、浜見平地区をはじめ、各地区で地区計画の策定等も進んでいる。 ・防災、減災に配慮した住環境の整備は、浜見平地区では進捗しているが、防火・準防火地域の見直しの検討は今後の課題である。
市民満足度調査の結果	・建築物の高さ規制区域の拡大や敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入が進んでいるが、「 <u>住みごこち</u> 」に関する市民満足度は、 <u>低下</u> しており、引き続き、施策の推進が必要である。
確認委員会コメント	・浜見平地区における拠点の整備は、計画通り進捗しているが、 <u>将来像や目的達成に向けて検討</u> するべきとの意見があった。

1-1-2 自然環境に配慮した土地利用

取組実績	・自然環境の保全については、「土地利用基本条例」を制定し、自然環境の保全に配慮した土地利用を図っている。 ・特別緑地保全地区として、清水谷特別緑地保全地区と赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区の指定がされた。
市民満足度調査の結果	・「 <u>海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境</u> 」に対して市民満足度が大きく <u>低下</u> しており、今後進めていく海岸等における施設整備や関連計画が重要となる。
確認委員会コメント	・予定された事業が概ね計画的に進捗していると述べている。

1-1-3 商業地の環境整備

取組実績	・「土地利用基本条例」の制定とともに、茅ヶ崎駅周辺については都市機能の充実や香川駅周辺については、香川駅前出張所や子育て支援センター等の整備を行った。
市民満足度調査の結果	・駅周辺の都市機能は整ってきているが、「 <u>駅周辺の市街地と快適性や利便性、にぎわいの面では市民満足度が低下</u> 」しており、引き続き、駅周辺における居住誘導方策の推進や都市機能の強化を図っていく必要がある。
確認委員会コメント	・香川駅周辺の整備については、評価しているが、 <u>茅ヶ崎駅周辺については、将来像に近づかせるための具体策の検討が必要</u> だと意見している。

1-1-4 工業地の保全と活用

取組実績	・赤松地区、萩園字上ノ前地区にて用途変更するとともに、地区計画の策定が進んでいる。
市民満足度調査の結果	・「住みごこち」に関する市民満足度は、低下している中で、関心度が高いため、用途地域の見直しや地区計画等によるまちづくりを進めていく必要がある。
確認委員会コメント	・進捗していると述べているが、一方で、地域住民のまちづくりへの意識向上のためには、地域住民にとってのメリットを明確にした上で、話し合うことが大切であると意見している。

1-2 活力を創出し生活を支える拠点の形成

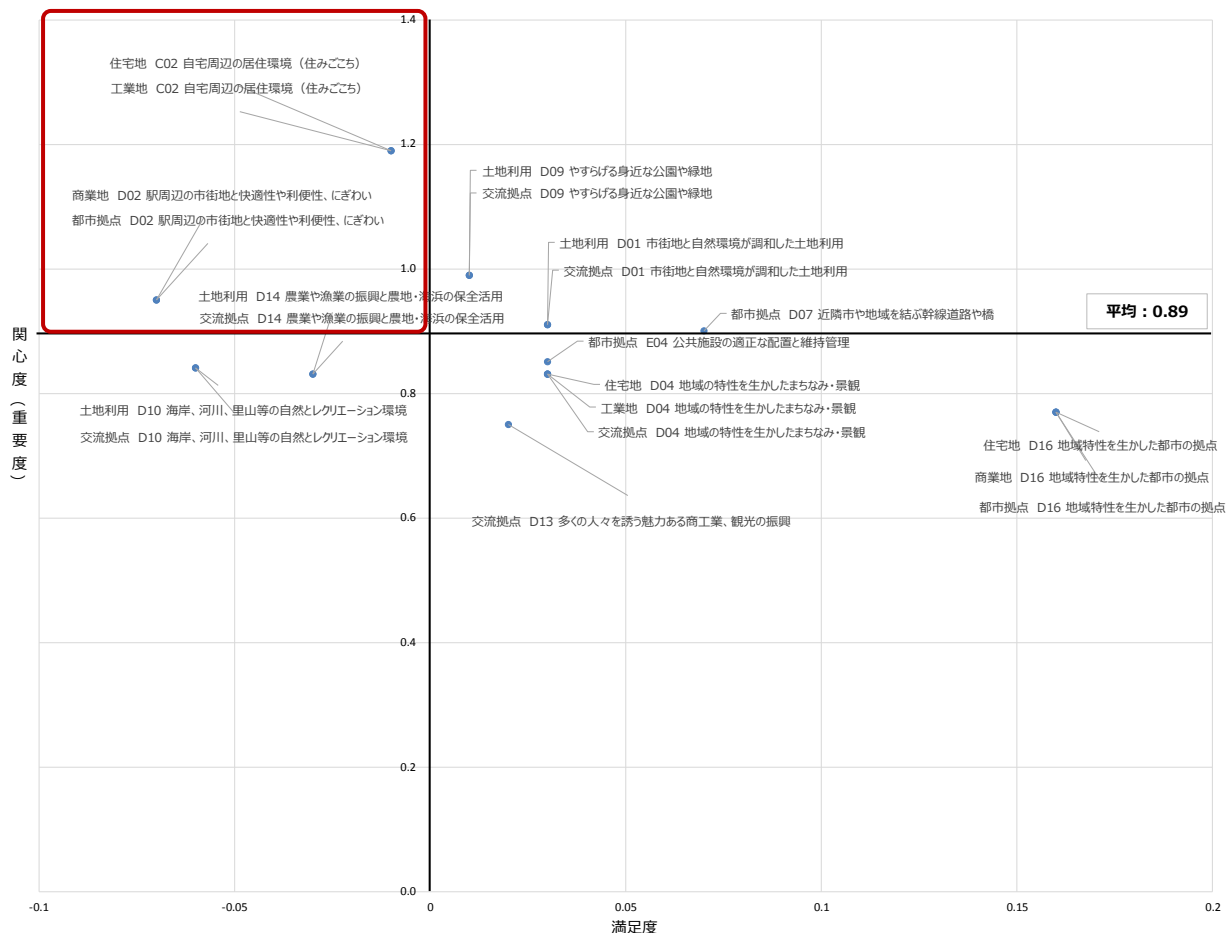
1-2-1 都市拠点の整備

取組実績	・市役所新庁舎を建設・供用開始した。引き続き、行政・防災機能の充実化に向けて整備が進められている。 ・香川駅周辺については、駅前広場の整備が行われた。 ・茅ヶ崎駅周辺については、旧ミナミマート跡地に商業用途と住居用途の複合整備によりマンションが建設される等、駅周辺への居住誘導が進められている。
市民満足度調査の結果	・都市拠点の整備については、市民満足度も向上しているが、一方で、「<u>駅周辺の市街地と快適性や利便性、にぎわい</u>」の面では、<u>関心度が高いものの、市民満足度が低下</u>
確認委員会コメント	・計画通りの進捗と評価されている中で、本庁舎跡地の活用と行政拠点地区全体の整備が期待されている。 ・<u>茅ヶ崎駅周辺については、将来像に近づかせるための具体策の検討が必要</u>だと述べている。

1-2-2 交流拠点の整備

取組実績	・柳島スポーツ公園整備が進むとともに、柳島向河原地区では農地の新たな活用に関する実験事業が進められている。 ・茅ヶ崎海岸グランドプランの見直しが検討され、各種施設整備に向け取組が進展している。 ・市民の森にレクリエーション機能が付与されるとともに、自然とのふれあいの場として活用が進められている。
市民満足度調査の結果	・「<u>海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境</u>」に対して市民満足度が低下しており、今後とも取組を充実させていく必要がある。
確認委員会コメント	・予定された事業が概ね計画的に進捗していると述べている。

【市民満足度調査（満足度・関心度グラフ）】



2. 交通体系整備

2-1 都市機能を支える幹線道路網の形成

2-1-1 道路網整備

取組実績	・主要幹線は、整備が進み、供用開始した実績があるが、 <u>都市幹線の整備、環状道路の整備については、取り組みを継続</u> していく必要がある。
市民満足度調査の結果	・「近隣市や地域を結ぶ幹線道路や橋」に対する市民満足度は増加しているが、 <u>「駅周辺の市街地と快適性や利便性、にぎわい」に対する市民満足度は低下</u> している。
確認委員会コメント	・「環状道路の整備による交通の円滑化」に対しては、目立った進捗が見られない、横ばいという確認がされており、早期整備を期待する意見があった。

2-2 歩行者に配慮した交通体系の形成

2-2-1 歩行者空間・自転車走行空間の整備

取組実績	・歩行者空間については、 <u>歩道整備や段差解消</u> が進み、実績がある。 ・自転車の走行環境については、自転車専用レーンや法定外路面表示が整備されている。 ・駅とその周辺のバリアフリーについても基本構想が策定されたが、具体的な整備の取組は、今後の課題である。
市民満足度調査の結果	・生活道路の安全性・快適性や鉄道やバスなどの公共交通の利便性の関心度が高い。 ・ <u>バリアフリー化に対する市民満足度は低下</u> している。
確認委員会コメント	・歩行者空間と自転車走行空間の整備については、計画通りに進捗していると述べている。 ・駅とその周辺の <u>バリアフリー化についても、取組は評価しているが、全体目標や達成率を明確に示す</u> ことが必要だと述べている。

2-2-2 駐車場整備

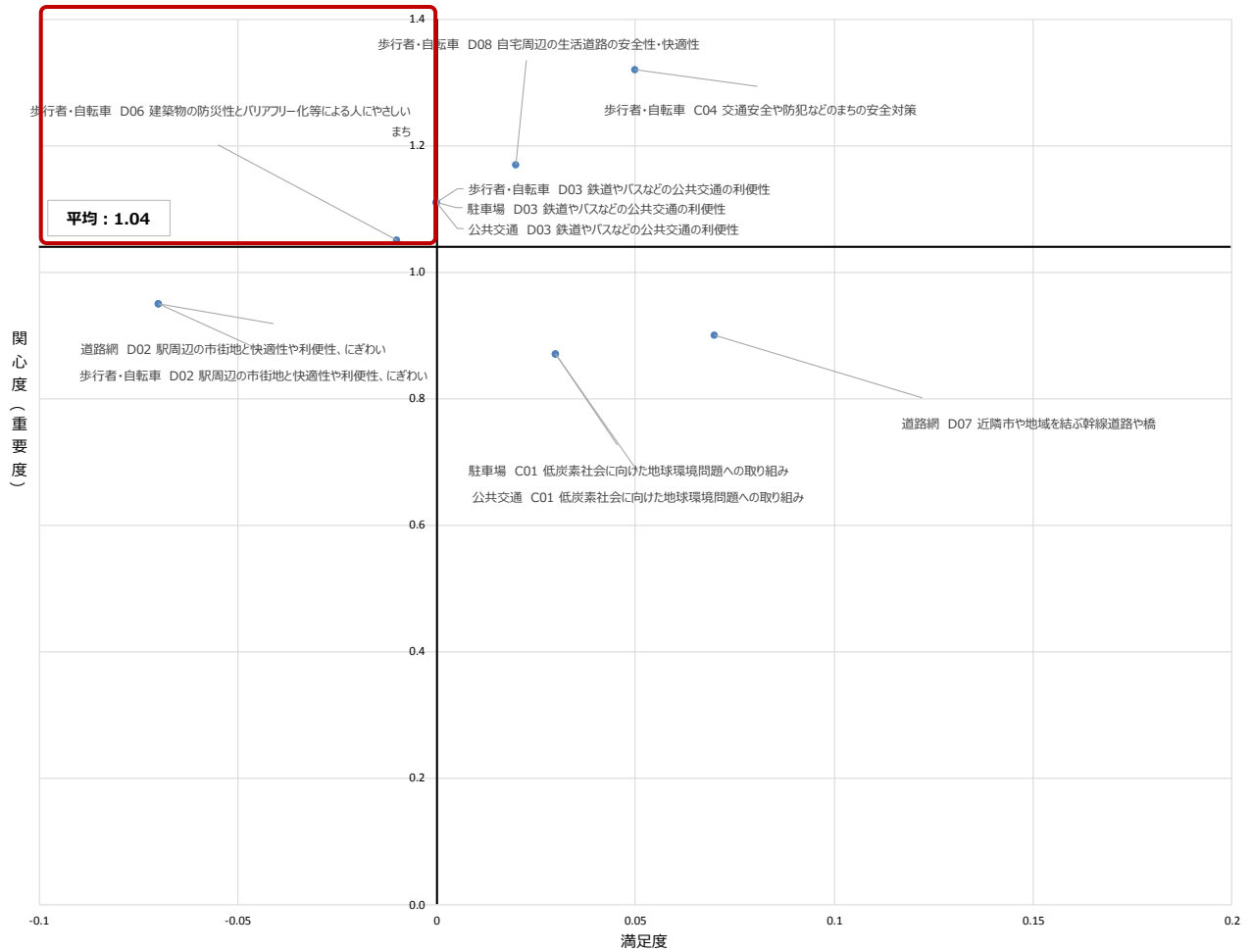
取組実績	・環状道路周辺での駐車場整備については、実績がない。 ・自転車駐車場の小規模分散配置については、 <u>サイクルアンドバスライドの設置</u> の実績がある。
市民満足度調査の結果	・サイクルアンドバスライドの設置が進んでいるが、 <u>鉄道やバスなどの公共交通の利便性に対する関心度は高いが市民満足度に増加は見られない。</u>
確認委員会コメント	・計画通り進捗しているが、市民のニーズもあり、 <u>更なるサイクルアンドバスライドを推進してほしい</u> という意見があった。

2-3 公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成

2-3-1 公共交通網整備

取組実績	・香川駅では、西口駅前広場の整備や、各種イベントの開催もあり、乗車人員に増加傾向が見られる。 ・乗合交通（バス）や地域内公共交通（コミュニティバス）は、 <u>車両の改良やルートの見直し等も図り、利用者数が増加</u> している。
市民満足度調査の結果	・公共交通網整備については、取組の見直し等を進めているが、 <u>関心度が高まる一方、市民満足度は低下</u> している。
確認委員会コメント	・地域内公共交通（コミュニティバス）については、計画通り進捗していると述べているが、 <u>バスベイやサイクルアンドバスライドについては、進捗を早める必要がある</u> と述べている。

【市民満足度調査（満足度・関心度グラフ）】



3. 自然・緑地整備

3-1 自然・緑地の保全と創出

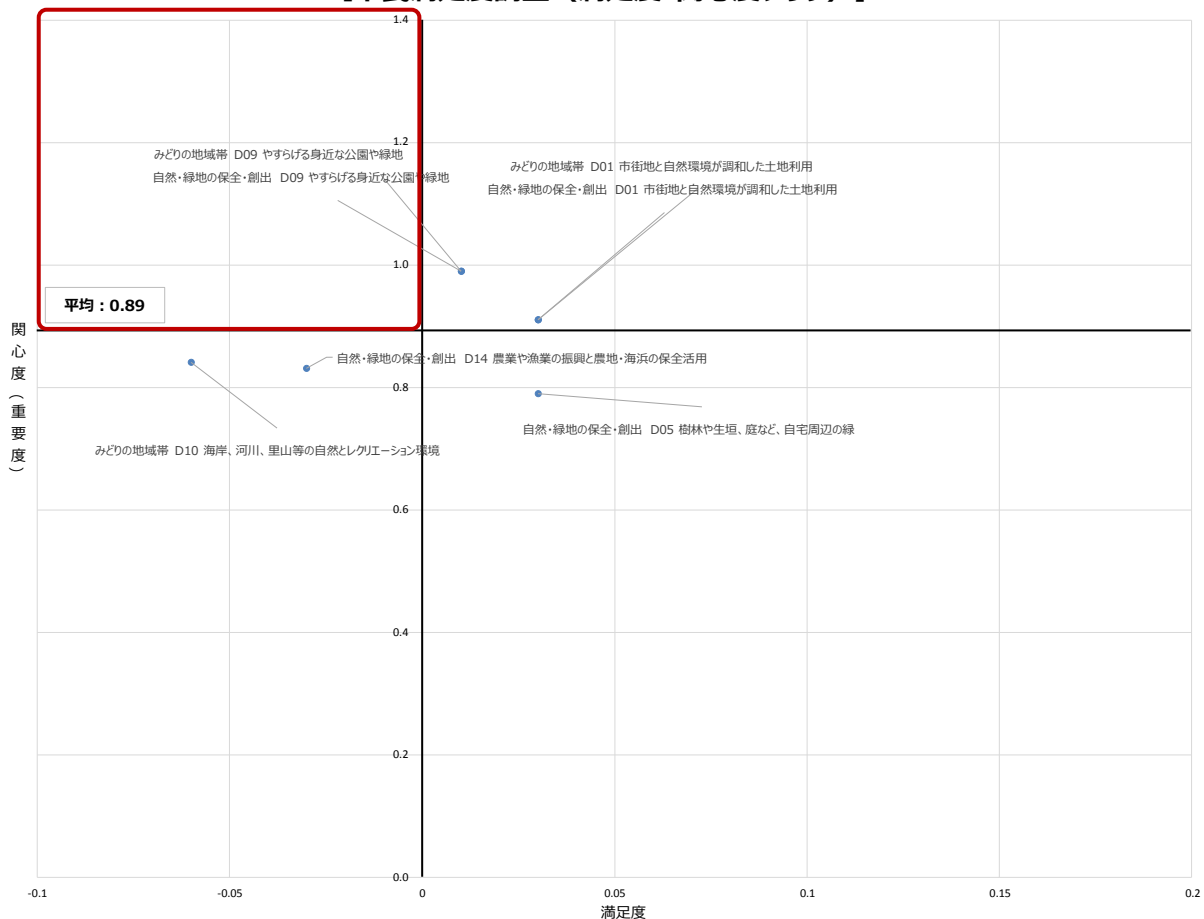
3-1-1 みどりの地域帯の整備

取組実績	・みどりの地域帯の構成要素として、 <u>特別緑地保全地区の指定</u> 実績がある。
市民満足度調査の結果	・海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境に対する市民満足度は低下しており、関心度も平均以下となっている。 ・ <u>身近な公園や緑地、市街地と自然環境の調和については、市民満足度が増加し、関心度が平均以上</u> となっている。
確認委員会コメント	・現在の事業は進捗しているものの、 <u>今後の緑地の保全再生活動について</u> 、進捗判断の基準が必要という意見があった。

3-1-2 自然・緑地の保全・創出のための仕組みづくり

取組実績	・(仮称)柳島スポーツ公園の建設着手、柳島向原地区における市民農園の開始等、運動公園整備に合わせた緑地の確保は実績がある。 ・市街地に残されているみどりの保全についても、 <u>保存樹林・保存樹木制度、生け垣の保全及び築造等</u> において実績がある。
市民満足度調査の結果	・身近な公園や緑地、市街地と自然環境の調和については、市民満足度が増加し、関心度が平均以上となっているが、 <u>農業や漁業の振興と農地・海浜の保全活用については、市民満足度は低下し、関心度も平均以下</u> である。
確認委員会コメント	・みどりの保全については、 <u>継続した取組と、新たなみどりの創出を進める取組が必要</u> という意見があった。

【市民満足度調査（満足度・関心度グラフ）】



4. 都市景観形成

4-1 自然・歴史・文化を尊重する景観形成

4-1-1 豊かな自然の保全と創出

取組実績	・自然景観の保全については、市街化調整区域での建築物の建築等に対して、高さや色彩について <u>規制誘導を実施</u> している。
市民満足度調査の結果	・市街地と自然環境の調和については、市民満足度が増加し、関心度が平均以上となっているが、海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境に対する市民満足度は低下しており、関心度も平均以下となっている。
確認委員会コメント	・パトロールによる積極的な監視は評価しているが、事後対策だけではなく、 <u>事前対策も必要</u> であるという意見があった。

4-1-2 歴史的・文化的資源の保全と活用

取組実績	・「景観重要樹木」と「ちがさき景観資源」の指定は実績がある。 ・「歴史・文化資源と周辺地域の保全及び活用」については、 <u>「茅ヶ崎市文化資料館」の整備計画を策定</u> し、検討が進められている。
市民満足度調査の結果	・ <u>「公民館・図書館、文化・民俗資料館等の学習施設」</u> については、満足度が増加し、 <u>関心度も平均以上</u> であることから、「茅ヶ崎市文化資料館」の整備が進むことにより、さらなる充実が期待できる。
確認委員会コメント	・ <u>計画通りに進捗</u> していると評価され、「茅ヶ崎市文化資料館」の整備については、市のイメージを変えるインパクトがあるという意見があった。 ・景観資源の周知については、市民への周知が必要であると述べている。

4-2 地域の個性を創出する景観形成

4-2-1 個性とまとまりのある街並みづくり

取組実績	・「景観計画」の策定、並びに「茅ヶ崎市景観条例」の制定を行い、茅ヶ崎市の <u>景観まちづくりの仕組みを構築</u> した。
市民満足度調査の結果	・「地域の特性を生かしたまちなみ・景観」については、市民満足度が増加しているが、 <u>関心度は平均以下</u> となっている。
確認委員会コメント	・計画通りに進捗しているが、 <u>茅ヶ崎らしい優れた景観のイメージや、それに適合するための基準がわかりづらい</u> という意見があった。

4-3 人にやさしい心豊かな景観形成

4-3-1 快適な公共空間づくり

取組実績	・「屋外広告物条例」を制定したことにより、 <u>屋外広告物の規制・誘導、貼り紙・貼り札等の違反屋外広告物の簡易除却</u> が進んだ。 ・茅ヶ崎海岸、国道134号線、茅ヶ崎漁港、里山公園や周辺道路を「 <u>景観重要公共施設に指定</u> 」した。
市民満足度調査の結果	・自宅周辺の居住環境（住みごこち）に対して、関心度は平均以上であるが、 <u>市民満足度は低下</u> している。
確認委員会コメント	・計画通りに進捗しているが、 <u>市民との協働についても検討が必要</u> であるという意見があった。

4-4 市民・事業者・行政の連携と協働による景観形成

4-4-1 市民・事業者・行政の連携と協働

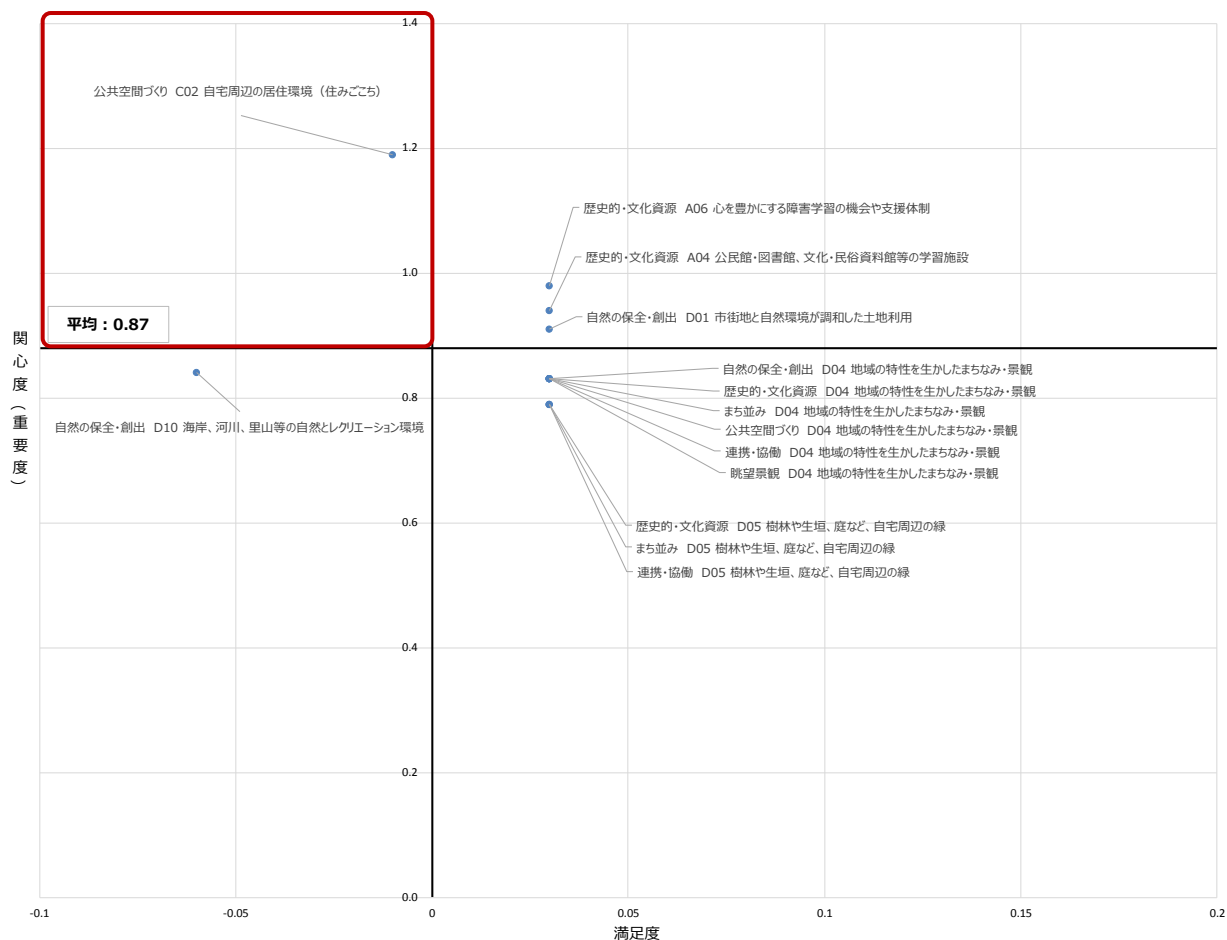
取組実績	・「 <u>景観計画</u> 」を策定し、市民、事業者、行政が連携して景観まちづくりに取り組む仕組みが構築された。
市民満足度調査の結果	—
確認委員会コメント	・計画通りに進捗しているが、 <u>茅ヶ崎らしい優れた景観のイメージや、それに適合するための基準がわかりづらい</u> という意見が述べられている。 ・景観資源の周知については、市民への周知が必要であると述べている。

4-5 湘南茅ヶ崎のイメージにふさわしい景観形成

4-5-1 眺望景観の確保

取組実績	・「 <u>景観計画</u> 」を策定し、法に基づいた建築物等の規制誘導のための仕組みが構築された。 ・眺望景観の保全については、景観法に基づき良好な景観の形成へ誘導を行っている。 ・眺望点の指定は、10箇所（平成20年指定）から増減はなかった。
市民満足度調査の結果	・地域の特性を生かしたまちなみ・ <u>景観に対する市民満足度は増加</u> しているが、関心度は平均以下になっている。
確認委員会コメント	・全ての届け出において景観模擬訓練を行っているため、 <u>もれなく実行されている</u> と述べている。

【市民満足度調査（満足度・関心度グラフ）】



5. 住環境整備

5-1 快適な住環境の形成

5-1-1 快適な住環境の整備

取組実績	・市全体では、空き家実態調査の実施、「住まいづくりアクションプラン」の策定を行った。 ・民間活用制度の導入により<u>狭あい道路の解消延長が増加</u>、<u>子どもが安全に通れる道路も増加</u>した。 ・<u>浜見平地区</u>では、UR、都市再生機構等と連携しながら基盤整備を行った。
市民満足度調査の結果	・自宅周辺の生活道路、交通安全やまちの防犯などの安全対策に対する市民満足度は増加しているが、<u>駅周辺の市街地と快適性、にぎわい、自宅周辺の居住環境（住みごこち）に対する市民満足度は低下</u>している。 ・また、<u>自宅周辺に関する項目への関心度が平均以上</u>になっている。
確認委員会コメント	・茅ヶ崎駅周辺の居住誘導方策、空き家対策等の住まいづくりについて、<u>具体策の検討が必要</u>であるという意見が述べられている。 ・浜見平地区については、基盤整備だけでなく、将来像や目的達成に向けた検討が必要であるという意見があった。

5-2 下水道の整備による快適性の維持・向上

5-2-1 衛生環境の向上と水質保全

取組実績	・下水道整備計画を策定し、それに基づき、<u>合流式下水道の改善、地震対策の推進、生活排水処理の面整備、市街化調整区域での合併処理浄化槽の設置等</u>が取り組まれた。
市民満足度調査の結果	・「公共下水道の整備状況」については、<u>市民満足度は増加しているが、関心度は平均以下</u>となっている。
確認委員会コメント	・取組に対する<u>市民の課題認識が薄い</u>ため、市民にアピールする必要があるという意見があった。

5-2-2 浸水被害の軽減・解消

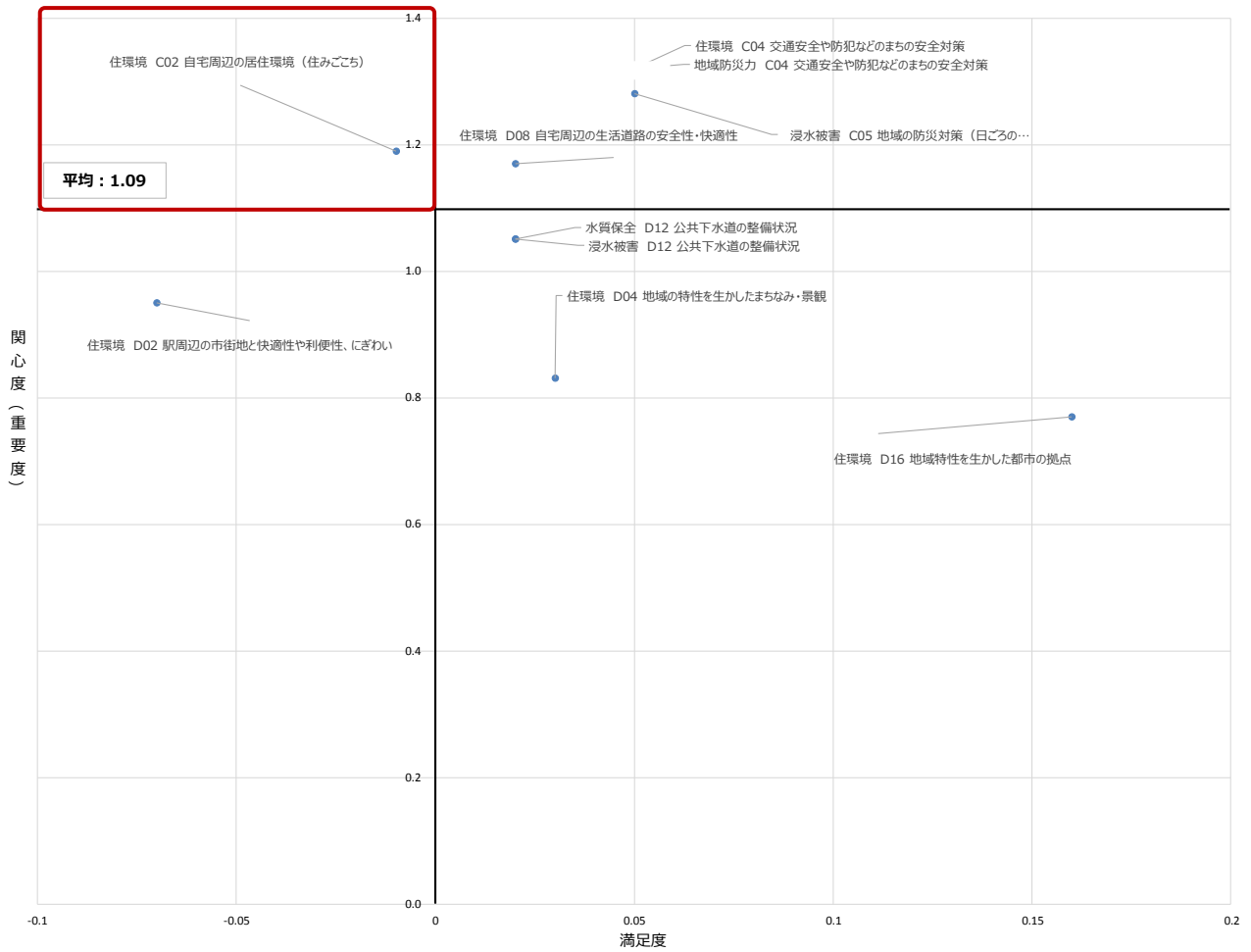
取組実績	・雨水貯留タンクの設置等が進み、市内の<u>浸水軽減エリアが広がっている</u>。
市民満足度調査の結果	・「地域の防災対策（日ごろの災害への備え）」に対する市民満足度は増加しており、関心度も平均以上である。
確認委員会コメント	・計画通りに進捗していると述べている。

5-3 安全・安心の都市づくり

5-3-1 地域の防犯力の向上

取組実績	・防犯団体の設立は増加傾向にあり、会議や防犯講座の回数も増加している。 ・身近で起きている犯罪（空き巣・自転車盗・オートバイ盗・ひったくり）の<u>発生件数は、減少傾向</u>にある。
市民満足度調査の結果	・「交通安全やまちの防犯などのまちの安全対策」に対する<u>市民満足度は増加しており、関心度も平均以上</u>となっている。
確認委員会コメント	・計画は進捗通りに進んでいるが、<u>各団体の活動を把握していく</u>必要があるという意見があった。

【市民満足度調査（満足度・関心度グラフ）】



6. 都市防災

6-1 災害時の被害を軽減し、被災後の迅速な復旧を促す基盤づくり

6-1-1 地震に強い基盤の構築

取組実績	・道路については、東海岸寒川線が供用開始し、新国道線の整備についても進捗している。 ・橋りょうについては、<u>耐震補強工事の実施</u>実績がある。 ・民間活用制度の導入により<u>狭あい道路の解消が進んでいる</u>。 ・下水道については、<u>地震対策、管路の長寿命化の実施</u>実績があるが、地震対策は、目標よりも遅れている。 ・公共施設、住宅における耐震改修については、各種支援メニューを設け、相談なども実施している。
市民満足度調査の結果	・地域の防災対策（日ごろの災害への備え）や自宅周辺の生活道路の安全性・快適性に対する市民満足度は増加し、関心度も平均以上となっている。一方で、<u>建築物の防災性に対する市民満足度は低下しており、関心度も平均以下</u>となっている。
確認委員会コメント	・耐震改修等の対策については、計画通りに進捗していると評価しているが、住宅の<u>耐震化に対する市民の協力を高めていく</u>必要があるという意見があった。

6-1-2 水害に強い基盤の構築

取組実績	・雨水貯留タンクの設置等が進み、市内の<u>浸水軽減エリアが広がっている</u>。
市民満足度調査の結果	・「地域の防災対策（日ごろの災害への備え）」に対する市民満足度は増加しており、関心度も平均以上である。
確認委員会コメント	・計画通りに進捗していると述べている。

6-1-3 情報ネットワークの構築

取組実績	・市役所の新庁舎が完成し、<u>周辺施設と一体となった防災拠点</u>として整備された。 ・（仮称）柳島スポーツ公園に<u>防災空間が計画</u>されており、整備が進められている。 ・災害時の<u>地区防災拠点となる施設に防災用備蓄倉庫を設置、管理</u>している。
市民満足度調査の結果	・「地域の防災対策（日ごろの災害への備え）」に対する市民満足度は増加しており、関心度も平均以上である。
確認委員会コメント	・防災拠点の整備拡充は、<u>一部の地域に偏らないように、各地域で取り組むべき</u>という意見が述べられている。 ・（仮称）柳島スポーツ公園については、<u>津波対策の見直し</u>が必要という意見があった。

6-1-4 避難ネットワークの構築

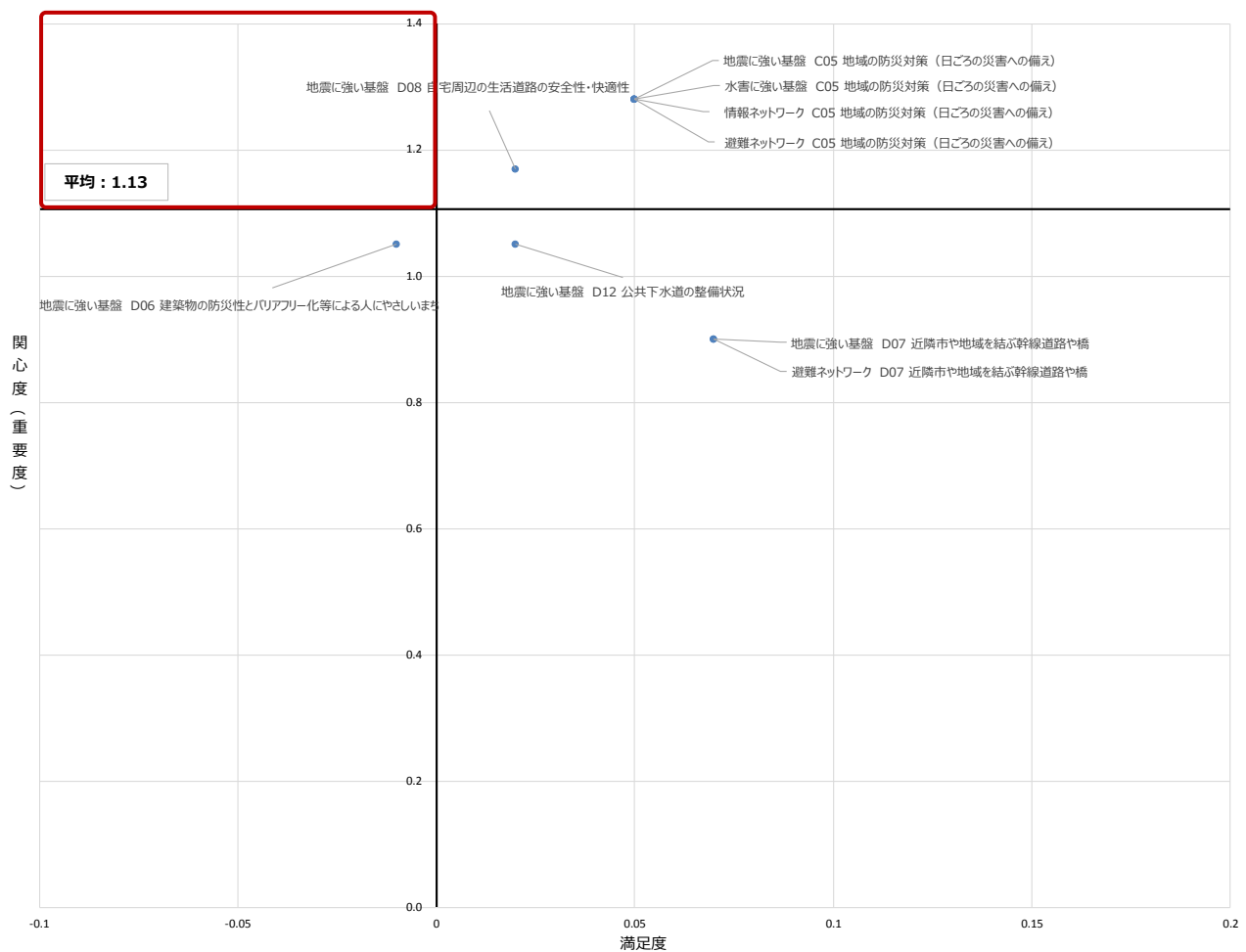
取組実績	・道路については、東海岸寒川線（高田地区）が供用開始され、新国道線の一部整備（歩道）についても進捗している。
市民満足度調査の結果	・「近隣市や地域を結ぶ幹線道路や橋」に対する市民満足度は増加している。
確認委員会コメント	・計画通りに進捗していると述べている。

6-2 発災後の復興に向けた体制の構築【復興準備】

6-2-1 復興準備の推進

取組実績	- 職員を対象に、<u>復興イメージトレーニング</u>、<u>復興準備検討ワークショップ</u>等を実施し、「地域防災計画」と「ちがさき都市マスタープラン」の改訂、「総合計画基本構想の中間見直し」を行った。 <u>復興準備意見交換会</u>を実施し、復興課題について検討を行った。
市民満足度調査の結果	—
確認委員会コメント	<u>実現可能なものとなるように</u>、具体的な検討を行っていくべきという意見があった。

【市民満足度調査（満足度・関心度グラフ）】



7. 環境にやさしい都市づくり

7-1 低炭素まちづくりに向けた取り組みの一体的な推進

7-1-1 低炭素まちづくりに向けた取り組みの体系化

取組実績	・CO2排出量の削減のためのプロジェクトを定めた「低炭素まちづくり計画」を策定した。
市民満足度調査の結果	・「低炭素社会に向けた地球環境問題への取り組み」に対する市民満足度は増加しているが、 <u>関心度は平均以下</u> になっている。
確認委員会コメント	・多くの施策が低炭素まちづくり計画に関係しているため、 <u>施策の横の連携を取りながら取り組む</u> 必要があるという意見があった。

7-2 地域特性を活かした土地利用

7-2-1 自然環境に配慮した土地利用【再掲】

取組実績	・自然環境の保全については、「土地利用基本条例」を制定し、自然環境の保全に配慮した土地利用を図っている。 ・相模川左岸の築堤工事にあたり、樹木を移植し保全する等、工事の実施にあたり自然環境に配慮した。
市民満足度調査の結果	・「海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境」に対して市民満足度が低下しており、低炭素まちづくりを取り組む中で、 <u>どのような環境整備を図っていくか</u> が課題である。
確認委員会コメント	・予定された事業が概ね計画的に進捗していると述べている。

7-3 歩行者に配慮した交通体系の形成

7-3-1 歩行者空間・自転車走行空間の整備【再掲】

取組実績	・歩行者空間については、 <u>歩道整備や段差解消</u> が進み、実績がある。 ・自転車走行空間については、計画の策定がされ、 <u>整備は、今後10年間程度で順次行われていくこと</u> となっている。 ・駅とその周辺のバリアフリーについても基本構想が策定されたが、具体的な整備の取組は、今後の課題である。
市民満足度調査の結果	・「駅周辺の市街地と快適性や利便性、にぎわい」に対する市民満足度は低下しており、 <u>歩きやすくなるための対策を見直していく</u> 必要がある。
確認委員会コメント	・歩行者空間と自転車走行空間の整備については、計画通りに進捗していると評価している。 ・駅とその周辺の <u>バリアフリー化についても、取組は評価しているが、全体目標や達成率を明確に示す</u> ことが必要だと述べている。

7-4 公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成

7-4-1 公共交通網整備【再掲】

取組実績	・香川駅では、西口駅前広場の整備や、各種イベントの開催もあり、乗車人員が増加している。 ・乗合交通（バス）や地域内公共交通（コミュニティバス）は、<u>車両の改良やルートの見直し等も図り、利用者数が増加</u>している。
市民満足度調査の結果	・「鉄道やバスなどの公共交通の利便性」に対する市民満足度は横ばいだが、関心度が平均以上のため、低炭素まちづくりを進める中での<u>公共交通の活用を図っていく</u>必要がある。
確認委員会コメント	・地域内公共交通（コミュニティバス）については、計画通り進捗していると評価しているが、<u>バスベイやサイクルアンドバスライドについては、進捗を早める必要がある</u>という意見があった。

7-5 自然・緑地の保全と創出

7-5-1 みどりの地域帯の整備【再掲】

取組実績	・みどりの地域帯の構成要素として、<u>特別緑地保全地区の指定</u>実績がある。
市民満足度調査の結果	・海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境に対する市民満足度は低下しており、関心度も平均以下となっている。 ・<u>「市街地と自然環境が調和した土地利用」については、市民満足度が増加し、関心度が平均以上</u>となっている。
確認委員会コメント	・現在の事業は進捗しているものの、<u>今後の緑地の保全再生活動について</u>、進捗判断の基準が必要という意見があった。

7-5-2 自然・緑地の保全・創出のための仕組みづくり【再掲】

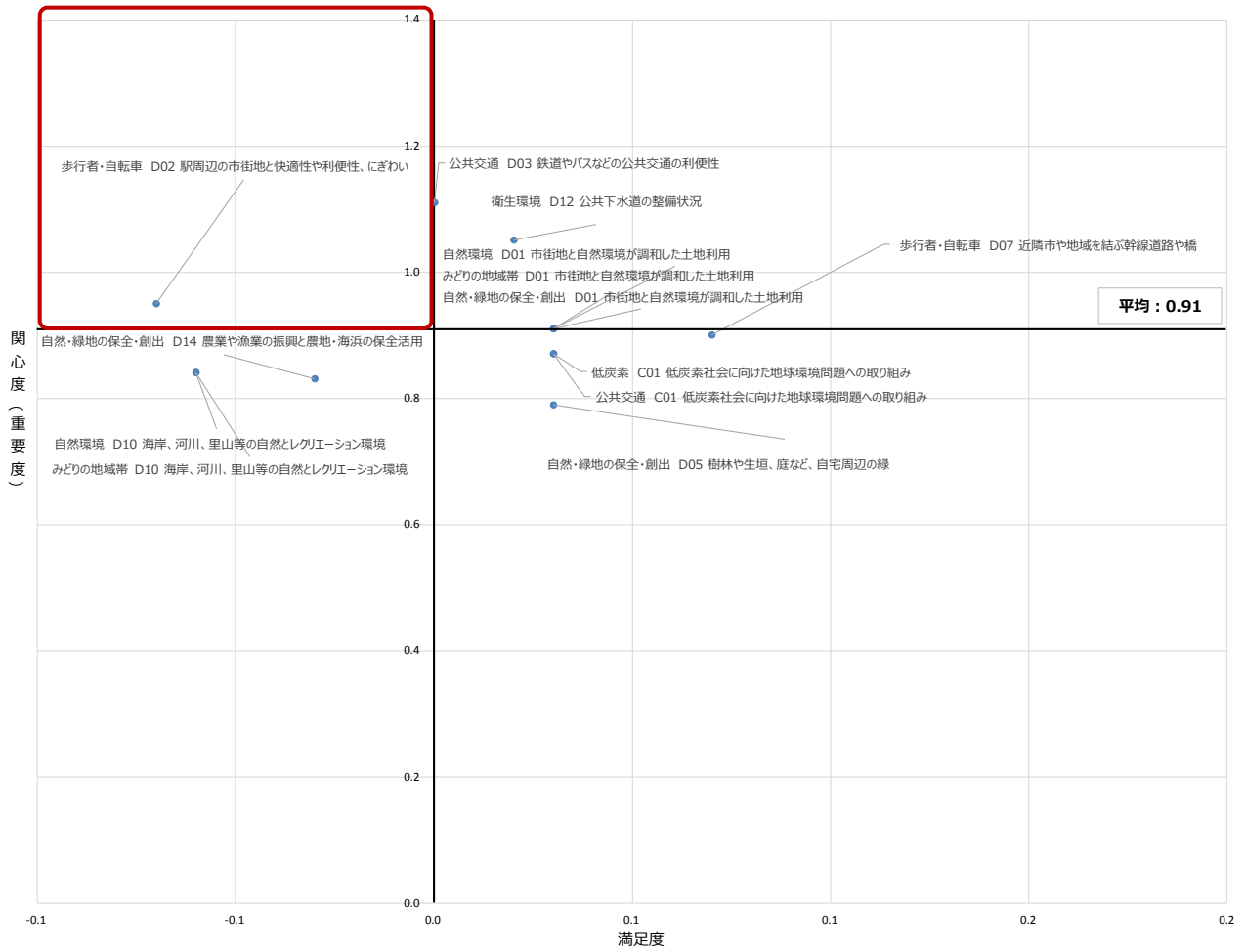
取組実績	・（仮称）柳島スポーツ公園の建設着手、柳島向原地区における市民農園の開始等、運動公園整備に合わせた緑地の確保は実績がある。 ・市街地に残されているみどりの保全についても、<u>保存樹林・保存樹木制度、生け垣の保全及び築造等</u>において実績がある。
市民満足度調査の結果	・<u>農業や漁業の振興と農地・海浜の保全活用については、市民満足度は低下し、関心度も平均以下</u>である。 ・一方で、「市街地と自然環境が調和した土地利用」、「樹林や生け垣、庭など、自宅周辺の緑」については、市民満足度が増加している。
確認委員会コメント	・（仮称）柳島スポーツ公園建設は、計画通り進捗していると評価している。 ・みどりの保全については、<u>継続した取組と、新たなみどりの創出を進める取組が必要</u>という意見があった。

7-6 下水道の整備による快適性の維持・向上

7-6-1 衛生環境の向上と水質保全【再掲】

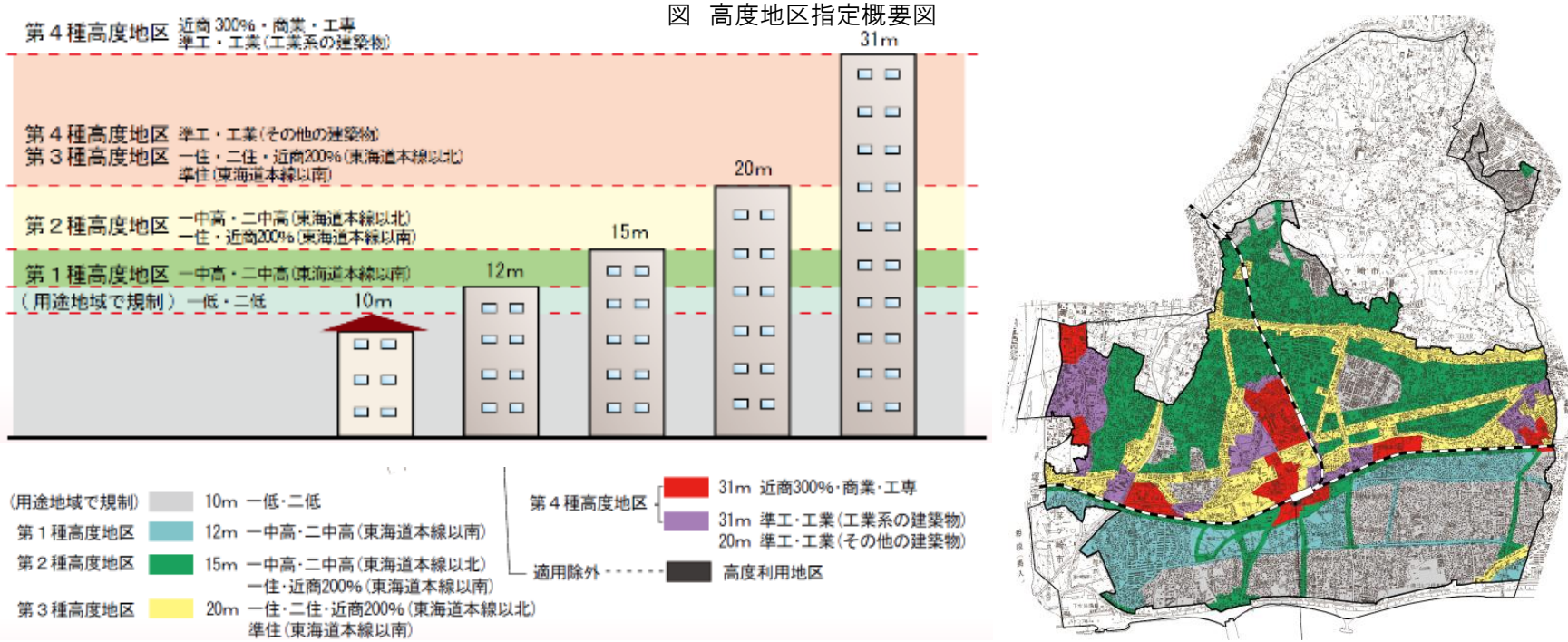
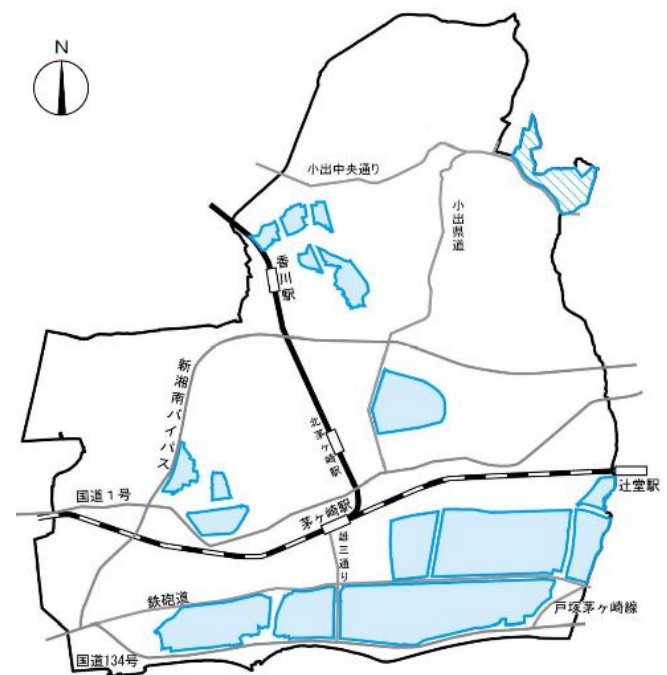
取組実績	・下水道整備計画を策定し、それに基づき、<u>合流式下水道の改善、地震対策の推進、生活排水処理の面整備、市街化調整区域での合併処理浄化槽の設置等</u>が取り組まれた。
市民満足度調査の結果	・「公共下水道の整備状況」については、<u>市民満足度は増加しており、関心度も平均以上</u>となっている。
確認委員会コメント	・取組に対する<u>市民の課題認識が薄い</u>ため、市民にアピールする必要があるという意見があった。

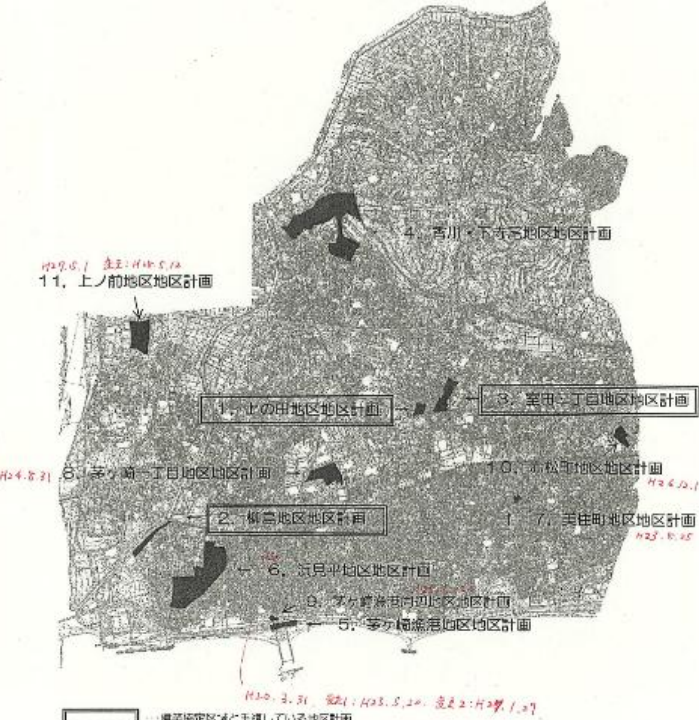
【市民満足度調査（満足度・関心度グラフ）】

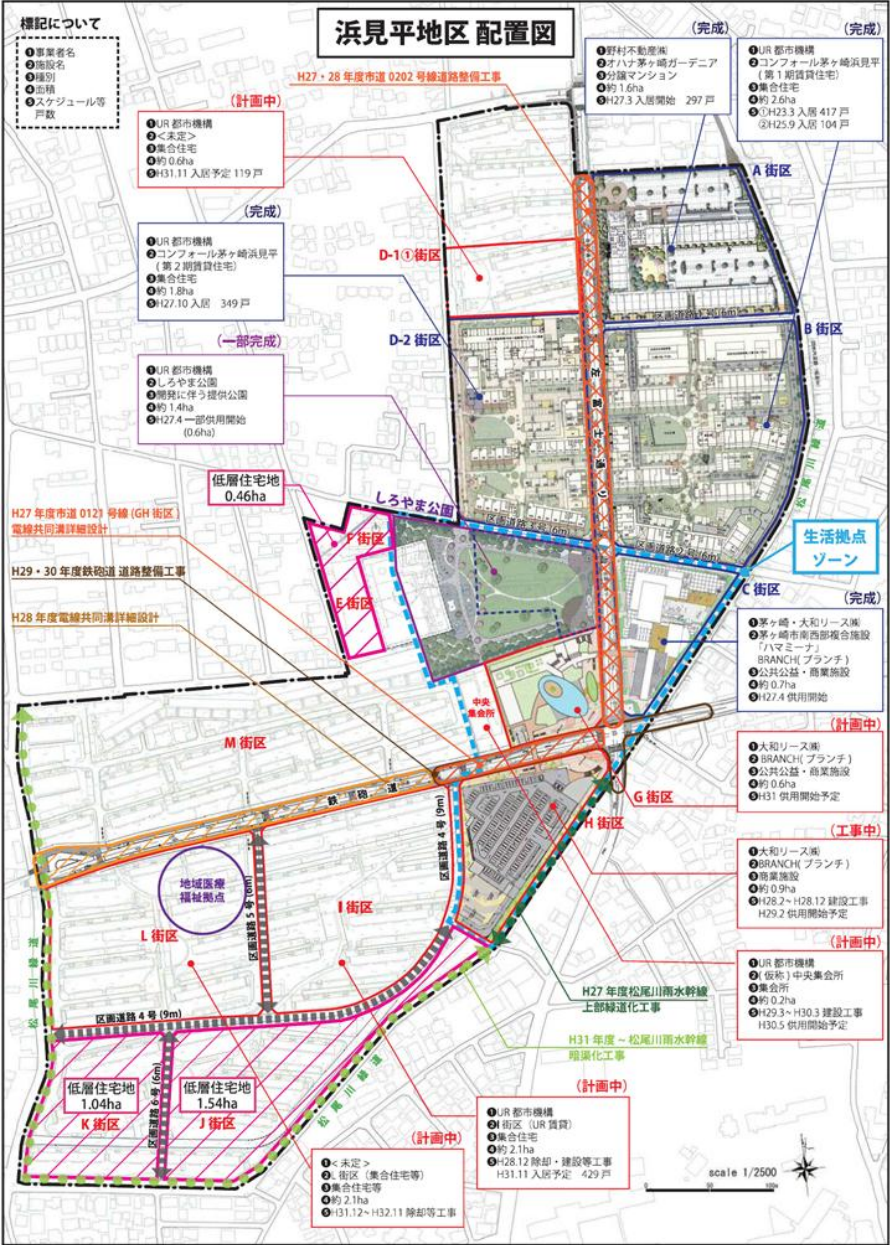


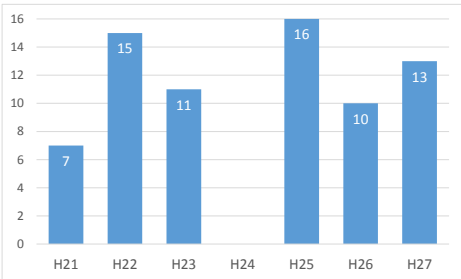
(1) 分野別 重点的に取り組む施策の取組実績

1. 土地利用

(1)現行計画の概要		(2)H20～H27 年度までの主な実績	(3)市民満足度調査での評価項目															
①施策	②施策概要																	
【完了】 建築物の高さ 規制区域の拡大	建築物の高さ規制区域の拡大を進め、住環境の維持・保全をめざす。	●都市計画法に基づく「高度地区」を市街化区域全域に指定 図 高度地区指定概要図 	【C02】自宅周辺の居住環境(住みごち) 【D04】地域の特性を生かしたまちなみ・景観															
【完了】 敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入	低層住居地域における敷地面積に対する最低限度を規制する制度の導入を進める。	●「第1種及び第2種低層住居専用地域」に建築物の敷地面積の最低限度を指定 ・指定区域図及び指定面積/指定した敷地規模の最低限度と、その面積割合 図 最低敷地の指定実績図 <table><tr><th>用途地域</th><th>容積率</th><th>建ぺい率</th><th>制限値</th><th>図面表示</th></tr><tr><td rowspan="3">第1種・第2種 低層住居専用地域</td><td>80%</td><td rowspan="2">50%</td><td>125㎡</td><td></td></tr><tr><td>100%</td><td rowspan="2">100㎡</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>150%</td><td>60%</td></tr></table> 	用途地域	容積率	建ぺい率	制限値	図面表示	第1種・第2種 低層住居専用地域	80%	50%	125㎡		100%	100㎡		150%	60%	【C02】自宅周辺の居住環境(住みごち) 【D04】地域の特性を生かしたまちなみ・景観
用途地域	容積率	建ぺい率	制限値	図面表示														
第1種・第2種 低層住居専用地域	80%	50%	125㎡															
	100%		100㎡															
	150%	60%																

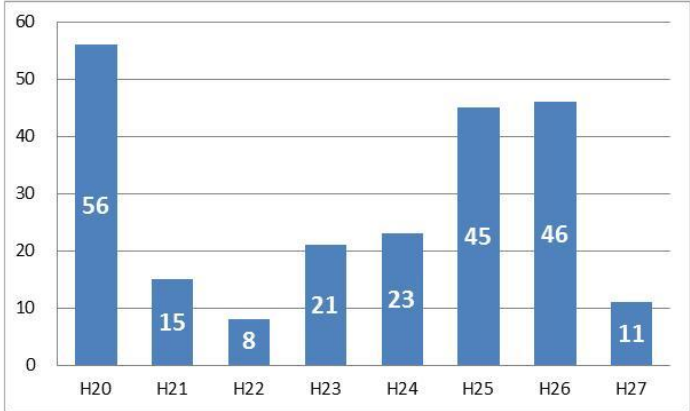
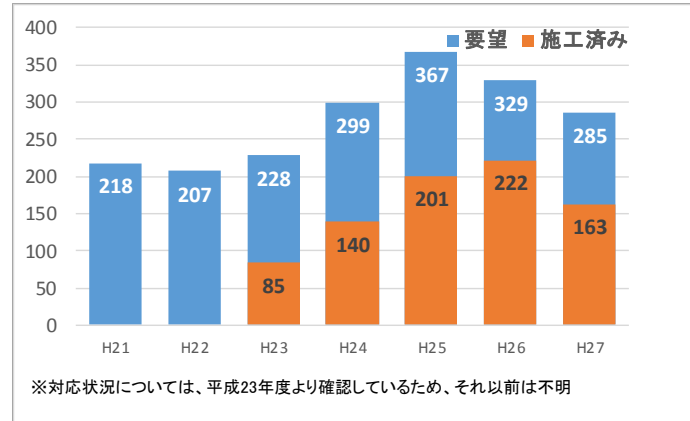
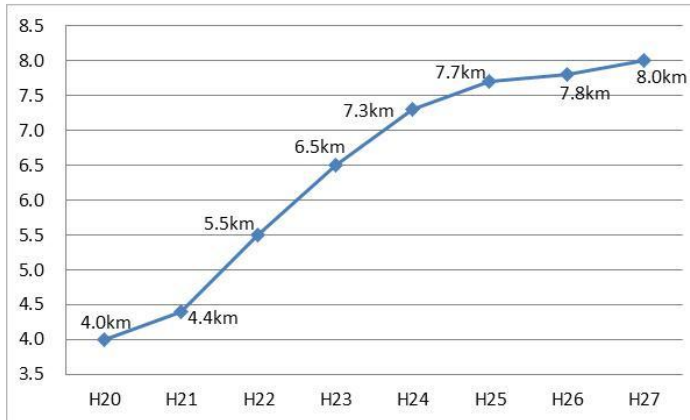
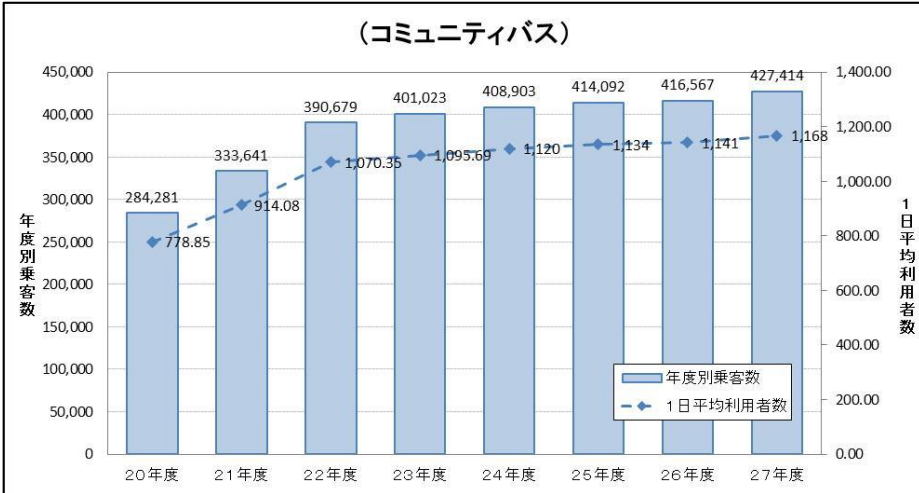
(1)現行計画の概要		(2)H20～H27 年度までの主な実績	(3)市民満足度調査での評価項目																																													
①施策	②施策概要		【D01】市街地と自然環境が調和した土地利用																																													
【完了】 秩序ある市街化調整区域の土地利用の検討	都市づくりの考え方や新たなルールを規定し、手続きなど体系的な整備を進める。	●「土地利用基本条例」の制定 ・条例は、茅ヶ崎市における土地利用の基本理念及び基本原則を定めることにより、茅ヶ崎市における土地利用に関係する計画及び条例と相まって、適正かつ合理的な土地利用を図り、もって快適で魅力ある生活環境の創造及び地域社会の健全な発展を図ることを目的としている(平成 23 年 7 月 1 日施行)。 図 土地利用基本条例の基本理念・基本原則 基本理念 - 公共の福祉を優先させる - 地域の諸条件に配慮する - 自然環境を維持する - 地域の経済活動及び社会活動の活性化を図る 持続的に発展する都市の形成を図る 基本原則 基本理念を踏まえ次の3つの基本原則を定めました。 - 基本原則－1 周辺の土地利用との調和を図ること - 基本原則－2 自然環境の保全に配慮すること - 基本原則－3 良好な景観を保全し、及び創出することを旨とすること																																														
J1：工業系用途地域の見直しなどの検討	市内に点在する工業系用途地域については、その保全に努めるとともに、住宅の立地動向などを踏まえた用地地域の見直しなどの検討を進める。	●茅ヶ崎一丁目地区、赤松町地区等にて地区計画策定 ●赤松町地区、萩園字上ノ前地区にて用途地域を変更 ●萩園字上ノ前地区の区画整理事業にあわせ、市街化区域へ編入 図表 地区計画一覧 <table><tr><th>名称</th><th>面積 (ha)</th><th>決定及び変更の告示年月日及び告示番号</th><th>名称</th><th>面積 (ha)</th><th>決定及び変更の告示年月日及び告示番号</th></tr><tr><td>上の田地区地区計画</td><td>約 1.6</td><td>平成 3 年 4 月 1 日 茅ヶ崎市告示第 60 号</td><td>美住町地区地区計画</td><td>約 0.6</td><td>平成 23 年 8 月 25 日 茅ヶ崎市告示第 157 号</td></tr><tr><td>柳島地区地区計画</td><td>約 3.3</td><td>平成 8 年 1 月 25 日 茅ヶ崎市告示第 18 号</td><td>茅ヶ崎一丁目地区地区計画</td><td>約 7.0</td><td>平成 24 年 8 月 31 日 茅ヶ崎市告示第 171 号</td></tr><tr><td>室田二丁目地区地区計画</td><td>約 4.7</td><td>平成 8 年 1 月 25 日 茅ヶ崎市告示第 19 号</td><td>茅ヶ崎漁港周辺地区地区計画</td><td>約 0.6</td><td>平成 25 年 5 月 20 日 茅ヶ崎市告示第 99 号</td></tr><tr><td>香川・下寺尾地区地区計画</td><td>約 31.3</td><td>(決定) 平成 5 年 12 月 21 日 茅ヶ崎市告示第 292 号 (変更) 平成 12 年 3 月 17 日 茅ヶ崎市告示第 52 号</td><td>赤松町地区地区計画</td><td>約 2.6</td><td>平成 26 年 12 月 1 日 茅ヶ崎市告示第 299 号</td></tr><tr><td>茅ヶ崎漁港地区地区計画</td><td>約 1.8</td><td>平成 18 年 3 月 8 日 茅ヶ崎市告示第 47 号</td><td rowspan="2">上ノ前地区地区計画</td><td rowspan="2">約 7.9</td><td rowspan="2">(決定) 平成 27 年 5 月 1 日 茅ヶ崎市告示第 142 号 (変更) 平成 28 年 5 月 12 日 茅ヶ崎市告示第 122 号</td></tr><tr><td>浜見平地区地区計画</td><td>約 25.5</td><td>(決定) 平成 20 年 3 月 31 日 茅ヶ崎市告示第 54 号 (変更) 平成 25 年 5 月 20 日 茅ヶ崎市告示第 100 号 (変更) 平成 27 年 1 月 27 日 茅ヶ崎市告示第 21 号</td></tr><tr><td>合計(11箇所)</td><td>約 86.9</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 	名称	面積 (ha)	決定及び変更の告示年月日及び告示番号	名称	面積 (ha)	決定及び変更の告示年月日及び告示番号	上の田地区地区計画	約 1.6	平成 3 年 4 月 1 日 茅ヶ崎市告示第 60 号	美住町地区地区計画	約 0.6	平成 23 年 8 月 25 日 茅ヶ崎市告示第 157 号	柳島地区地区計画	約 3.3	平成 8 年 1 月 25 日 茅ヶ崎市告示第 18 号	茅ヶ崎一丁目地区地区計画	約 7.0	平成 24 年 8 月 31 日 茅ヶ崎市告示第 171 号	室田二丁目地区地区計画	約 4.7	平成 8 年 1 月 25 日 茅ヶ崎市告示第 19 号	茅ヶ崎漁港周辺地区地区計画	約 0.6	平成 25 年 5 月 20 日 茅ヶ崎市告示第 99 号	香川・下寺尾地区地区計画	約 31.3	(決定) 平成 5 年 12 月 21 日 茅ヶ崎市告示第 292 号 (変更) 平成 12 年 3 月 17 日 茅ヶ崎市告示第 52 号	赤松町地区地区計画	約 2.6	平成 26 年 12 月 1 日 茅ヶ崎市告示第 299 号	茅ヶ崎漁港地区地区計画	約 1.8	平成 18 年 3 月 8 日 茅ヶ崎市告示第 47 号	上ノ前地区地区計画	約 7.9	(決定) 平成 27 年 5 月 1 日 茅ヶ崎市告示第 142 号 (変更) 平成 28 年 5 月 12 日 茅ヶ崎市告示第 122 号	浜見平地区地区計画	約 25.5	(決定) 平成 20 年 3 月 31 日 茅ヶ崎市告示第 54 号 (変更) 平成 25 年 5 月 20 日 茅ヶ崎市告示第 100 号 (変更) 平成 27 年 1 月 27 日 茅ヶ崎市告示第 21 号	合計(11箇所)	約 86.9					【C02】自宅周辺の居住環境(住みごち) 【D04】地域の特性を生かしたまちなみ・景観
名称	面積 (ha)	決定及び変更の告示年月日及び告示番号	名称	面積 (ha)	決定及び変更の告示年月日及び告示番号																																											
上の田地区地区計画	約 1.6	平成 3 年 4 月 1 日 茅ヶ崎市告示第 60 号	美住町地区地区計画	約 0.6	平成 23 年 8 月 25 日 茅ヶ崎市告示第 157 号																																											
柳島地区地区計画	約 3.3	平成 8 年 1 月 25 日 茅ヶ崎市告示第 18 号	茅ヶ崎一丁目地区地区計画	約 7.0	平成 24 年 8 月 31 日 茅ヶ崎市告示第 171 号																																											
室田二丁目地区地区計画	約 4.7	平成 8 年 1 月 25 日 茅ヶ崎市告示第 19 号	茅ヶ崎漁港周辺地区地区計画	約 0.6	平成 25 年 5 月 20 日 茅ヶ崎市告示第 99 号																																											
香川・下寺尾地区地区計画	約 31.3	(決定) 平成 5 年 12 月 21 日 茅ヶ崎市告示第 292 号 (変更) 平成 12 年 3 月 17 日 茅ヶ崎市告示第 52 号	赤松町地区地区計画	約 2.6	平成 26 年 12 月 1 日 茅ヶ崎市告示第 299 号																																											
茅ヶ崎漁港地区地区計画	約 1.8	平成 18 年 3 月 8 日 茅ヶ崎市告示第 47 号	上ノ前地区地区計画	約 7.9	(決定) 平成 27 年 5 月 1 日 茅ヶ崎市告示第 142 号 (変更) 平成 28 年 5 月 12 日 茅ヶ崎市告示第 122 号																																											
浜見平地区地区計画	約 25.5	(決定) 平成 20 年 3 月 31 日 茅ヶ崎市告示第 54 号 (変更) 平成 25 年 5 月 20 日 茅ヶ崎市告示第 100 号 (変更) 平成 27 年 1 月 27 日 茅ヶ崎市告示第 21 号																																														
合計(11箇所)	約 86.9																																															
J2：市庁舎周辺の行政機能の充実	市庁舎周辺は、行政拠点として行政機能・防災機能の充実を進める。	●「茅ヶ崎市行政拠点地区再整備基本構想」を策定 (市役所及び市役所周辺の行政拠点地区の再整備の方針・方策の決定) ●市民文化会館の耐震改修及び大規模改修の実施設計を実施 ●防災拠点となる市役所新庁舎を建設・供用開始 写真 供用開始された茅ヶ崎市役所 	【D11】安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物(市民満足度) 【E04】公共施設の適正な配置と維持管理																																													

(1) 現行計画の概要		(2) H20～H27 年度までの主な実績	(3) 市民満足度調査での評価項目
① 施策	② 施策概要		
J3: 茅ヶ崎駅周辺の居住誘導方針の具体化	茅ヶ崎駅周辺の居住誘導に向け、国などの優良な住宅整備への助成制度の活用や、建て替えにあわせた商業用途と住居用途の複合整備の推進など、具体的な実現手法の検討を進める。	●「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」を策定し、住宅政策における課題と解決方針を明確化 ●マンション建替え等の円滑化に関する法律に基づく建て替えの相談2件(内1件竣工済み) 写真 建設された商業用途と住宅用途の複合用途マンション 	【D02】駅周辺の市街地と快適性や利便性、にぎわい
J4: 香川駅周辺の都市機能の充実	香川駅周辺は、住民との協働によるまちづくりを継続的に展開しながら、駅周辺の交通基盤の整備や都市機能の導入を段階的に進める。	●香川駅周辺の将来のまちづくりについて「香川駅周辺まちづくりの提案」として取りまとめ、今後のまちづくりについて市民との意見交換を行った ●香川駅西口駅前広場を整備・供用開始するとともに、香川駅前出張所及び子育て支援センターを開設 写真 香川駅西口駅前広場 	【D16】地域特性を生かした都市の拠点
J5: 浜見平地区における環境に配慮した生活防災機能を持つ拠点の整備	浜見平地区は、周辺地区も含め、少子高齢化を考慮し、生活の利便性向上や防災性の向上をめざす。地区全体を生活防災機能を持つ拠点と位置づけ、団地の建て替えに合わせ地区計画を導入する。住宅地区については高度利用を進め、地域に必要な公共公益施設や商業施設については段階的な整備をめざす。	●UR 都市再生機構等と連携しながら基盤整備を行うとともに、複合施設「ハマミーナ」を建設供用開始 図 浜見平地区配置図  図 複合施設「ハマミーナ」 	【C02】自宅周辺の居住環境(住みごころ) 【D16】地域特性を生かした都市の拠点

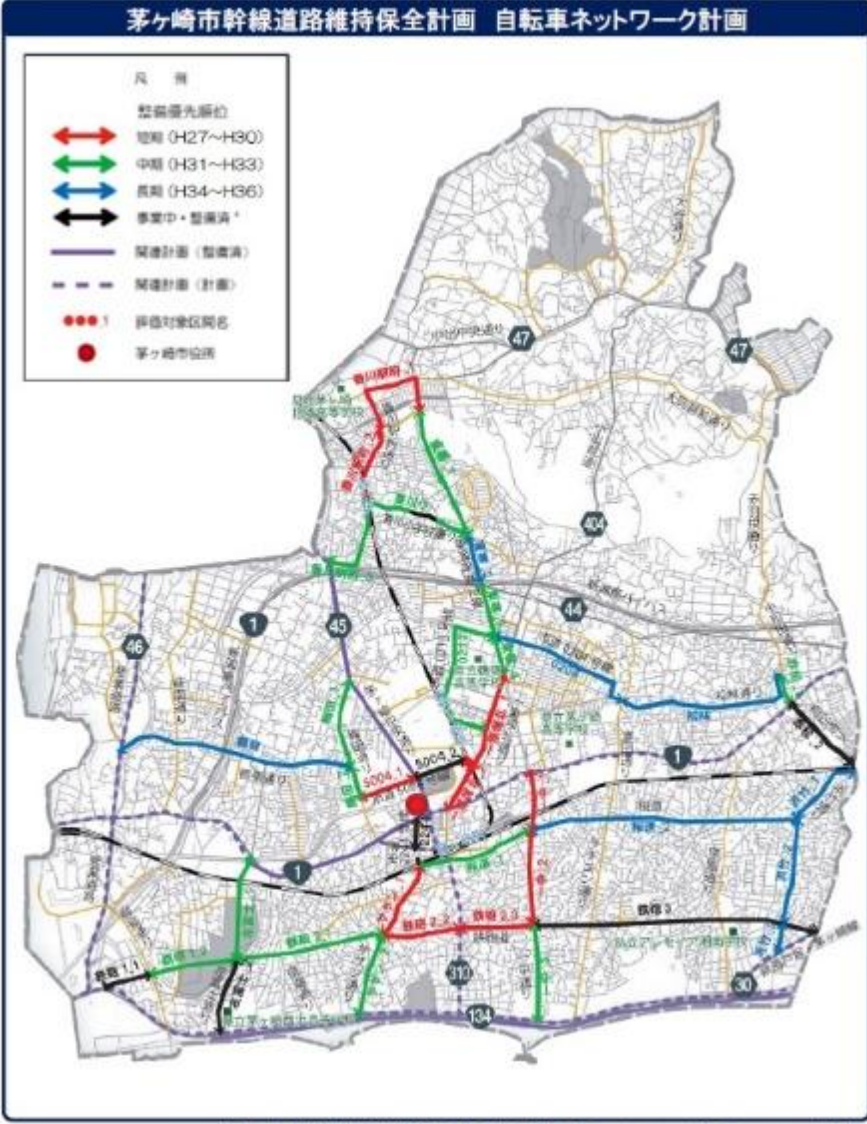
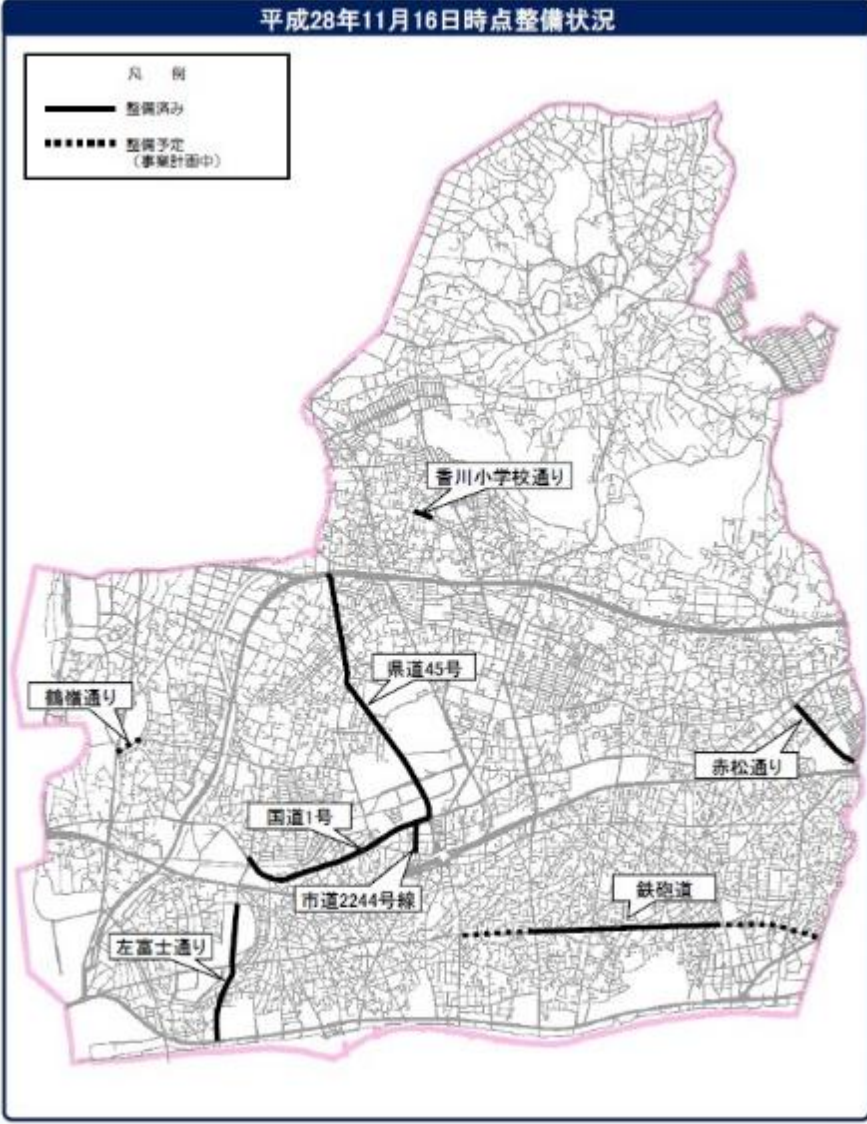
(1) 現行計画の概要		(2) H20～H27 年度までの主な実績			(3) 市民満足度調査での評価項目														
① 施策	② 施策概要																		
J6: 柳島向河原地区における運動公園整備とあわせた緑地などの確保	柳島向河原地区に運動公園を移転整備するにあわせ、緑地や農地の確保を検討し、周辺地域の住環境と一体的に自然や環境に配慮した土地利用を検討する。	●(仮称)柳島スポーツ公園の建設に着手 写真 (仮称)柳島スポーツ公園の整備状況  ●柳島向河原地区の農地の新たな活用に関する実験事業(指導付市民農園)を開始 写真 柳島向河原地区における農地を農地として守るための活動支援の数々     柳島向河原土地活用協議会の活動(柳島小学校農業体験支援) 指導付市民農園実験事業で農業者に指導を受ける様子 柳島向河原土地活用協議会の活動(農地保全のための打合せ) 柳島産野菜を使用し開発したメニュー			【D01】市街地と自然環境が調和した土地利用 【D14】農業や漁業の振興と農地・海浜の保全活用														
J7: 豊かな自然環境と共生した茅ヶ崎漁港周辺の整備	茅ヶ崎漁港周辺は、散策できる「市民の憩いの場」とするとともに、訪れる人が楽しむことができる場として、自然環境に配慮した、文化、観光、商業関連機能の適切な誘導及び環境との共生による居住環境の形成を進める。富士山をはじめとする眺望景観や海岸の砂浜の保全・修復を進めながら、浜降祭や漁業などの地域文化を伝承し、市内外の多彩な交流をはぐくむ拠点としての整備を進める。	●関連団体と連携しながら茅ヶ崎海岸グランドプランの見直しを検討 ●海浜植生の保全と再生への取組 写真 海浜植生の様子  図 「グランドプラン」地区内の実績(平成 21 年度以降に整備) 			【D04】地域の特性を生かしたまちなみ・景観 【D10】海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境 【D13】多くの人々を誘う魅力ある商工業、観光の振興														
J8: 豊かな自然環境と共生した教育文化の拠点づくり	清水谷・市民の森周辺、柳谷など、すぐれた自然環境などを保全するとともに、自然とのふれあいの場、子どもの教育の場としての活用を検討する。	●特別緑地保全地区を 2 地区指定 清水谷特別緑地保全地区(4.9ha) 平成 24 年 3 月指定 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区(2.9ha) 平成 28 年 3 月指定 写真 清水谷  写真 市民の森 ツリーハウス  表 市民の森の主な施設整備 <table><tr><th>実施年度</th><th>整備事項</th></tr><tr><td>平成 22 年度</td><td>ウッドデッキ新設</td></tr><tr><td>平成 23 年度</td><td>丸太の平均台設置</td></tr><tr><td>平成 24 年度</td><td>管理棟建替え</td></tr><tr><td>平成 25 年度</td><td>—</td></tr><tr><td>平成 26 年度</td><td>ツリーハウスの吊り橋撤去 ツリーハウス側に市民の森進入路を設置</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>えぼしツリー新設 つり橋遊具新設</td></tr></table> 図 市民講座の実施件数 ※H24 は不明 			実施年度	整備事項	平成 22 年度	ウッドデッキ新設	平成 23 年度	丸太の平均台設置	平成 24 年度	管理棟建替え	平成 25 年度	—	平成 26 年度	ツリーハウスの吊り橋撤去 ツリーハウス側に市民の森進入路を設置	平成 27 年度	えぼしツリー新設 つり橋遊具新設	【D09】やすらげる身近な公園や緑地 【D10】海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境
実施年度	整備事項																		
平成 22 年度	ウッドデッキ新設																		
平成 23 年度	丸太の平均台設置																		
平成 24 年度	管理棟建替え																		
平成 25 年度	—																		
平成 26 年度	ツリーハウスの吊り橋撤去 ツリーハウス側に市民の森進入路を設置																		
平成 27 年度	えぼしツリー新設 つり橋遊具新設																		

2. 交通体系整備

(1) 現行計画の概要		(2) H20～H27 年度までの主な実績	(3) 市民満足度調査での評価項目
① 施策	② 施策概要		
J11: 環状道路の整備による交通の円滑化	茅ヶ崎駅周辺へ流入する通過交通車両の抑制による交通混雑の緩和と、人や環境に配慮した都市づくりを進めるため、環状道路を整備し、歩行者や自転車など人を中心とした交通体系への転換を進める。	●東海岸寒川線(高田地区)の供用開始(幸町交差点ーみずき交差点間 3,751mの整備完了) ●さがみ縦貫道路(茅ヶ崎市から相模原市の都県境までの約34km)の全線開通 ●藤沢大磯線(東海岸寒川線ー県道46号)の整備 ●新国道線は、一部歩道設置工事(整備延長約 0.58km)及び交差点改良工事(本村四丁目交差点1箇所)を実施 写真 茅ヶ崎中央 JCT 付近 写真 新国道線整備状況(一里塚北通り交差点付近) 図 新国道線街路事業 全体整備計画	【D02】駅周辺の市街地と快適性や利便性、にぎわい 【D07】近隣市や地域を結ぶ幹線道路や橋
J12: 狭あい道路の解消促進	狭あい道路については、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消を促進する。 災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、狭あい道路の解消を促進する。	●市民への周知啓発や民間活用制度の導入 平成 27 年度(導入年度)の申請件数: 18 件 提案型民間活用制度モデル事業「狭あい道路調査等業務」 狭あい道路整備事業の申請受付後、当該地の境界確定図を基に現場調査を行う。 併せて、市内の駐車場や畑等、道路後退が可能と思われる箇所を検討し、市との協議の上で、自主後退協力を要請する。 図 狭あい道路の解消実績の推移(平成20-27 年度) ●子どもが安全に通れる道路が増加 図 暗い通りや見通しのきかないところが多く心配に感じている保護者 図 子どもが安全に通れる道路がないことに困っている保護者	【D08】自宅周辺の生活道路の安全性・快適性

(1)現行計画の概要		(2)H20～H27 年度までの主な実績	(3)市民満足度調査での評価項目																																
①施策	②施策概要																																		
J13:歩行者にとって安全な道づくり	交通事故の起きないまちをめざして、信号機設置や交通規制など安全対策について、警察などと連携をとりながら進める。 交通量が多く、歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進める。また、歩車道の段差解消や区画線(ライン)などの交通安全施設についても、さらに整備を進める。	●茅ヶ崎警察署、学校及び庁内関係課で構成される「茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議」を設置して生活道路及び通学路の安全対策の協議を実施 ●市民集会や PTA 等の学校関係者からの要望に対して関係団体等と現地確認を行いながら順次対応 ●歩道整備の累計延長は、約 4.0 km 延伸 ●歩車道段差解消等事業は、225 箇所にて実施 図 歩車道段差解消等事業の実施箇所数(H20-27)  図 通学路改善要望に対する取り組み状況(H21-27)  ※対応状況については、平成23年度より確認しているため、それ以前は不明 図 歩道整備の累計延長(H20-27) 	【C04】交通安全や防犯などのまちの安全対策 【D08】自宅周辺の生活道路の安全性・快適性																																
J14:乗合交通(バス)の利便性向上対策の推進	高齢者の増加や環境問題に対応するため、ノンステップバスの導入、バス停環境、ICカード導入などを積極的にバス事業者へ働きかけ、乗合交通(バス)の利便性向上を進める。	●神奈川中央交通(株)に対するノンステップバス導入補助の実施 ●同社と協議してバスロケーションシステムの導入 ●ノンステップバス導入率 23.9%(H21) → 41%(H27) ●ノンステップバスの台数は平成 23 年以降、毎年 1 台ずつ増加 ●コミュニティバスの年度別乗客数と 1 日平均利用者数はともに増加 表 ノンステップバスの導入取組 <table><tr><th>年度</th><th>ノンステップバス導入補助(台/年)</th><th>ノンステップバス導入補助累積台数(台)</th><th>その他の対応</th></tr><tr><td>21年</td><td>10</td><td>10</td><td></td></tr><tr><td>22年</td><td>3</td><td>13</td><td></td></tr><tr><td>23年</td><td>1</td><td>14</td><td>・路線バス「中乗り前降り」実施</td></tr><tr><td>24年</td><td>1</td><td>15</td><td></td></tr><tr><td>25年</td><td>1</td><td>16</td><td>・路線バス「駐在所前」バス停バスベイ整備 ・路線バス「辻堂駅西口」バス停移設(改札に接近)</td></tr><tr><td>26年</td><td>1</td><td>17</td><td>・路線バス「保育園前」バス停新設(上下)</td></tr><tr><td>27年</td><td>1</td><td>18</td><td>・路線バス「深夜バス(松風台方面)の側道利用」</td></tr></table> 図 年度別乗客数と1日平均利用者数 	年度	ノンステップバス導入補助(台/年)	ノンステップバス導入補助累積台数(台)	その他の対応	21年	10	10		22年	3	13		23年	1	14	・路線バス「中乗り前降り」実施	24年	1	15		25年	1	16	・路線バス「駐在所前」バス停バスベイ整備 ・路線バス「辻堂駅西口」バス停移設(改札に接近)	26年	1	17	・路線バス「保育園前」バス停新設(上下)	27年	1	18	・路線バス「深夜バス(松風台方面)の側道利用」	【C01】低炭素社会に向けた地球環境問題への取り組み 【D03】鉄道やバスなどの公共交通の利便性
年度	ノンステップバス導入補助(台/年)	ノンステップバス導入補助累積台数(台)	その他の対応																																
21年	10	10																																	
22年	3	13																																	
23年	1	14	・路線バス「中乗り前降り」実施																																
24年	1	15																																	
25年	1	16	・路線バス「駐在所前」バス停バスベイ整備 ・路線バス「辻堂駅西口」バス停移設(改札に接近)																																
26年	1	17	・路線バス「保育園前」バス停新設(上下)																																
27年	1	18	・路線バス「深夜バス(松風台方面)の側道利用」																																

(1)現行計画の概要		(2)H20～H27 年度までの主な実績	(3)市民満足度調査での評価項目																					
①施策	②施策概要																							
J15:地域内公共交通の充実	コミュニティバス「えぼし号」の利用動向や利用者ニーズを踏まえ、地域にあった運行ルートの改善やデマンド区間の導入、乗合タクシーの導入などを検討する。	改善前 北部地域において居住地が分散し、自宅からバス停が遠い バスの1周の距離が長い 茅ヶ崎駅等の市内中心部へ直接向かっていない 改善後 予約型乗合型バスの導入により、居住地が分散した本地域でも、自宅から近い位置に乗合所が設置され、バス停までのアクセスが改善 運行距離の長いコースを廃止し北部コースに集約することで距離が短縮 予約型乗合バスの導入により、既存バス路線のバス停へのアクセスも可能になり、茅ヶ崎駅等の市内中心部へのアクセスも改善 図 施策による改善内容	【C01】低炭素社会に向けた地球環境問題への取り組み 【D03】鉄道やバスなどの公共交通の利便性																					
J16:サイクルアンドバスライドの推進	バス停でのサイクルアンドバスライド用の自転車駐車場の設置に努め、自転車と乗合交通(バス)との連続性の確保を進める。	●サイクルアンドバスライドの設置(6箇所。うち1箇所は増設) ●サイクルアンドバスライドの設置箇所を増やし、利便性を高めている。 ●利用者数が増えている 図 サイクルアンドバスライドの設置場所 <table><tr><th></th><th>場所</th><th>ラック数</th></tr><tr><td>平成20年度</td><td>松風台バス折返し場</td><td>(アスファルト舗装の再設置)</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>湘南みずきバス停付近</td><td>24台分</td></tr><tr><td>平成23年度</td><td>浜見平バス停付近</td><td>西側水路上部40台分</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>小中島バス停付近</td><td>18台分</td></tr><tr><td></td><td>新田入口バス停付近</td><td>5台分</td></tr><tr><td></td><td>浜見平バス停付近</td><td>南側水路上部30台</td></tr></table>		場所	ラック数	平成20年度	松風台バス折返し場	(アスファルト舗装の再設置)	平成22年度	湘南みずきバス停付近	24台分	平成23年度	浜見平バス停付近	西側水路上部40台分	平成26年度	小中島バス停付近	18台分		新田入口バス停付近	5台分		浜見平バス停付近	南側水路上部30台	【C01】低炭素社会に向けた地球環境問題への取り組み 【D03】鉄道やバスなどの公共交通の利便性
	場所	ラック数																						
平成20年度	松風台バス折返し場	(アスファルト舗装の再設置)																						
平成22年度	湘南みずきバス停付近	24台分																						
平成23年度	浜見平バス停付近	西側水路上部40台分																						
平成26年度	小中島バス停付近	18台分																						
	新田入口バス停付近	5台分																						
	浜見平バス停付近	南側水路上部30台																						

(1) 現行計画の概要		(2) H20～H27 年度までの主な実績	(3) 市民満足度調査での評価項目
① 施策	② 施策概要		
J17: 自転車の走行環境づくり	自転車で移動しやすい都市づくりをめざすため、良好な走行環境づくりを進める。	●「第2次ちがさき自転車プラン」「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画自転車ネットワーク計画」の策定 ●鉄砲道の一部区間等への自転車専用レーンの整備、赤松通りや市道2244号線等への法定外路面表示の設置 ●自転車専用レーン及び法定外路面表示の設置が進んでいる。 図 自転車専用レーン及び法定外路面表示の整備位置 茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画 自転車ネットワーク計画  茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画自転車ネットワーク計画 P.54-55抜粋 平成28年11月16日時点整備状況 	【D03】鉄道やバスなどの公共交通の利便性 【D08】自宅周辺の生活道路の安全性・快適性

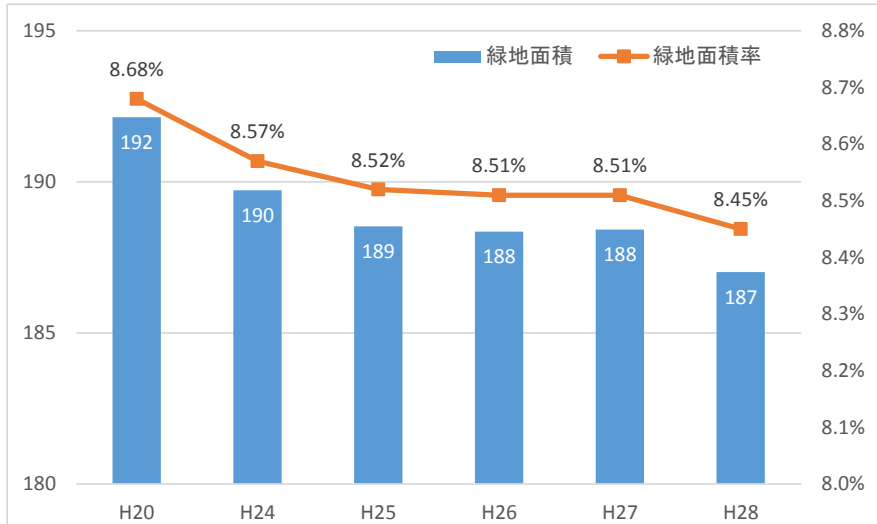
(1)現行計画の概要		(2)H20～H27 年度までの主な実績	(3)市民満足度調査での評価項目
①施策	②施策概要		
J18:香川駅の車両の行き違い施設の整備	相模線の複線化に向けた段階的整備として、香川駅に車両の行き違い施設の整備を進める。	●香川駅への車両の行き違い施設整備の実現に向け、JR 東日本・国土交通省・国会議員へ要望	【C01】低炭素社会に向けた地球環境問題への取り組み
		●相模線沿線の市町等と連携して相模線の利用者を増加させるための各種イベントを開催	【D03】鉄道やバスなどの公共交通の利便性
J36:駅とその周辺のバリアフリー化	駅利用者の安全性、利便性の向上を図るとともに、国の移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、バリアフリー化を検討する。	表 相模線沿線で開催されたイベント	
		写真 アトムトレイン運行イベントの様子(平成 27 年)	
		図 茅ヶ崎市内等の各駅の乗車人員の推移	図 茅ヶ崎市内の各駅の乗車人員の推移(相模線)
		●茅ヶ崎駅南口駅前広場改修工事に向けた関係機関との協議	【D02】駅周辺の市街地の快適性や利便性、にぎわい
		●「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」の策定	【D06】建築物の防災性とバリアフリー化等による人にやさしいまち

3. 自然・緑地整備

(1)現行計画の概要		(2)H20～H27 年度までの主な実績	(3)市民満足度調査での評価項目																								
①施策	②施策概要																										
【完了】新たなみどりの基本計画の策定	茅ヶ崎市の将来を見据えた、これからの時代にふさわしい実効性のある新たなみどりの基本計画の策定を進める。	—	【D09】やすらげる身近な公園や緑地																								
J19:水とみどり・生態系のつながりづくり	河川や里山の維持・保全を進める。また、海岸の砂浜の維持・回復、砂防林の維持・保全を進める。 相模川、小出川、千ノ川、駒寄川を市民が川と親しむことができる環境づくりを河川改修事業などとあわせて進めるとともに、周辺の緑地との連続性を高め、国や県と連携をして水とみどり・生態系のつながりの構築を進める。 北部丘陵をはじめとするみどりの保全をめざし、自然環境保全地域の指定拡大を県へ働きかけるとともに、特別緑地保全地区の指定など、規制の検討を進める。また、私有地(共有地)となっている緑地については、その保全に向けて土地所有者との協議を進める。 自然系地域帯(ベルト)を中心としたみどりのひろがりを促進することで、生態系のつながりを形成し、豊かな自然に恵まれた都市づくりをめざす。	●自然環境保全地域(県条例):H20.4.1 から現時点まで変更なし 3 箇所 8.5ha ●特別緑地保全地区の指定箇所: 清水谷特別緑地保全地区(H24.3 指定)4.9ha 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区(H28.3 指定)2.9ha ●「茅ヶ崎市千ノ川整備実施計画」の策定 ●浸水被害の防止又は軽減を図るため、遊水機能土地補助金の対象範囲を市街化区域に市街化調整区域を加え、雨水の貯留浸透を促進 ●遊水機能を有する土地の保全奨励に併う適正な農地保全の促進により自然環境保全に寄与 図 遊水機能土地保全補助金の申請件数(市街化調整区域内での申請実績数) <table><tr><th>年度</th><th>申請件数</th><th>申請面積 (㎡)</th></tr><tr><td>H21</td><td>212</td><td>370,000</td></tr><tr><td>H22</td><td>220</td><td>380,000</td></tr><tr><td>H23</td><td>245</td><td>400,000</td></tr><tr><td>H24</td><td>260</td><td>410,000</td></tr><tr><td>H25</td><td>275</td><td>430,000</td></tr><tr><td>H26</td><td>270</td><td>420,000</td></tr><tr><td>H27</td><td>265</td><td>410,000</td></tr></table>	年度	申請件数	申請面積 (㎡)	H21	212	370,000	H22	220	380,000	H23	245	400,000	H24	260	410,000	H25	275	430,000	H26	270	420,000	H27	265	410,000	【D01】市街地と自然環境が調和した土地利用 【D10】海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境
年度	申請件数	申請面積 (㎡)																									
H21	212	370,000																									
H22	220	380,000																									
H23	245	400,000																									
H24	260	410,000																									
H25	275	430,000																									
H26	270	420,000																									
H27	265	410,000																									

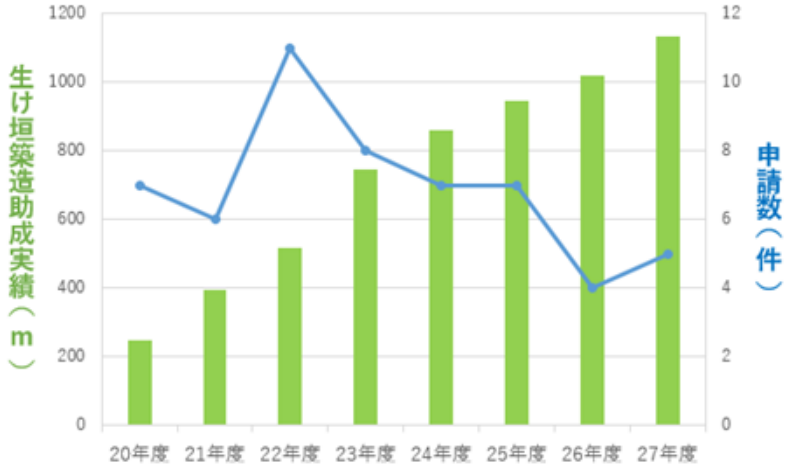
(1)現行計画の概要		(2)H20～H27 年度までの主な実績	(3)市民満足度調査での評価項目
①施策	②施策概要		
J20：市街地に残されているみどりの保全	市街地に残されているみどりの保全をめざす。	●茅ヶ崎市みどりの基本計画の策定	【D05】樹林や生垣、庭など、自宅周辺の緑
		●保存樹林・保存樹木制度・生け垣の保全及び築造制度の推進	
		●保存樹林(500 ㎡以上の樹林。市街化区域のみで運用している。)が増えた。 保存樹林指定面積:3.48ha(H21) → 4.59ha(H27) 保存樹木:13 本(H21) → 24 本(H27)	
		●平成 20 年と比較すると、生け垣が 1,100m 以上増加した。	
		●記念樹配布事業、グリーンバンク制度の実施	

図 市街化区域内の緑地面積及び緑地面積率



年度	緑地面積	緑地面積率
H20	192	8.68%
H24	190	8.57%
H25	189	8.52%
H26	188	8.51%
H27	188	8.51%
H28	187	8.45%

図 生け垣築造助成実績と申請数



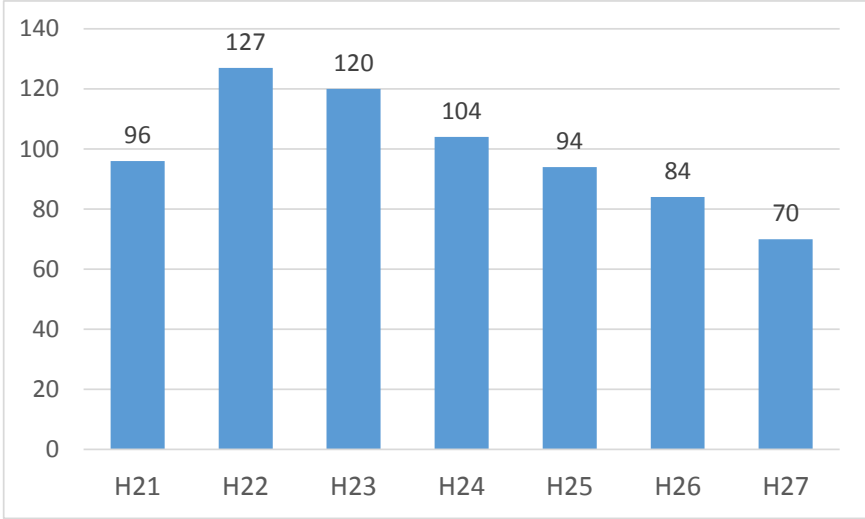
年度	生け垣築造助成実績 (m)	申請数 (件)
20年度	250	7
21年度	400	6
22年度	520	11
23年度	750	8
24年度	850	7
25年度	950	7
26年度	1020	4
27年度	1100	5

表 グリーンバンク制度による樹木の引き取り・配布の実績

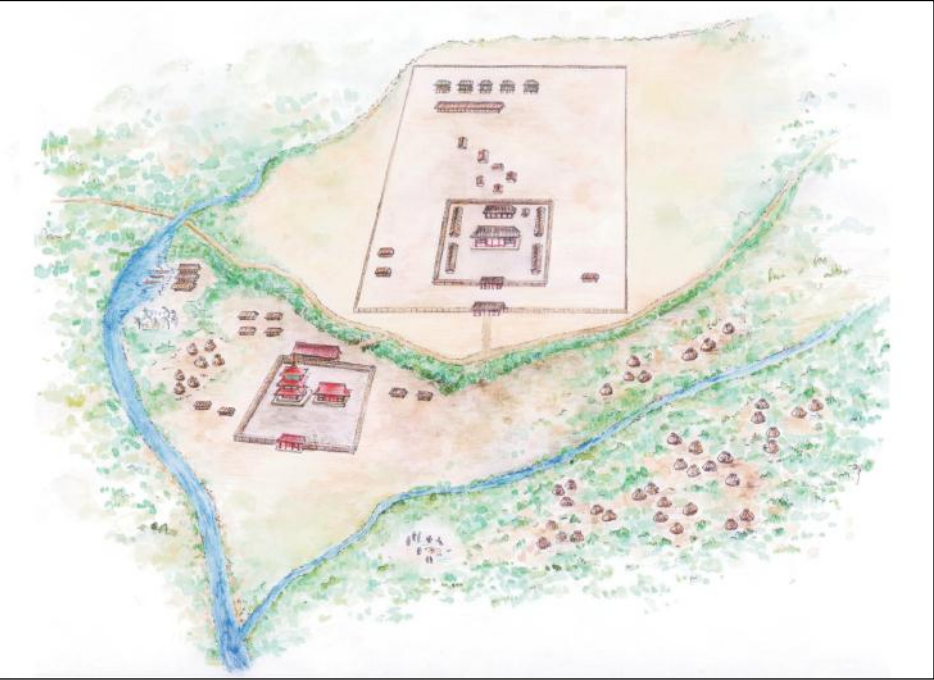
	引き取り		配布	
	件数	本数	件数	本数
H21	5件	35本	8件	15本
H22	25件	288本	20件	63本
H23	14件	182本	36件	112本
H24	29件	79本	5件	44本
H25	15件	44本	4件	50本
H26	10件	40本	2件	50本
合計	98件	668本	75件	334本

4. 都市景観形成

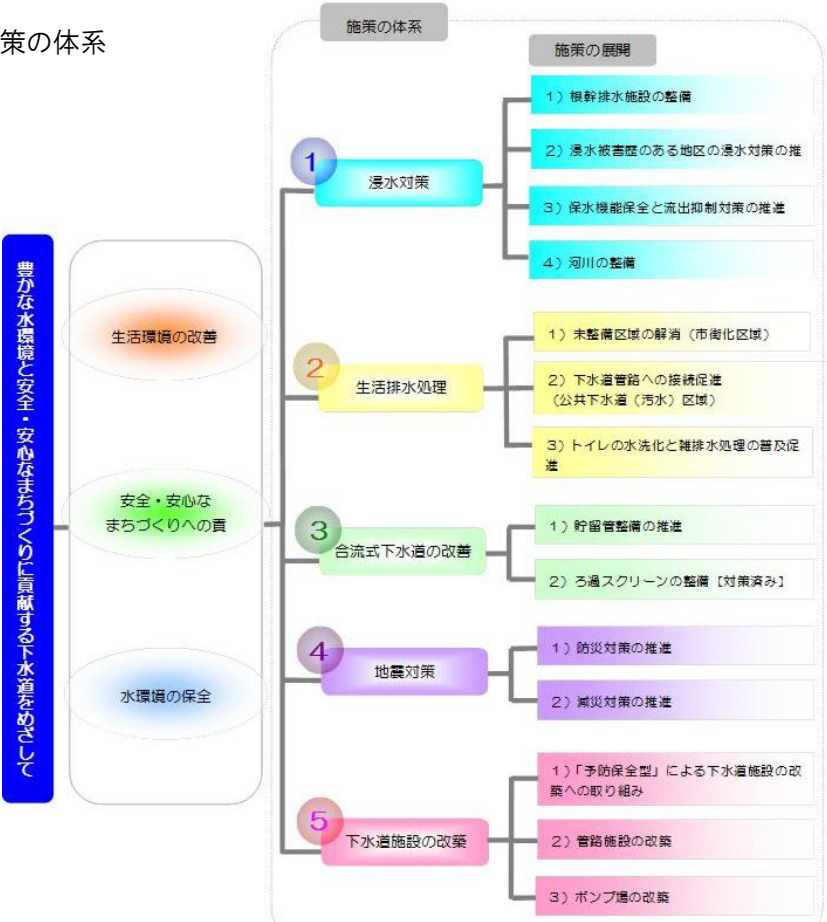
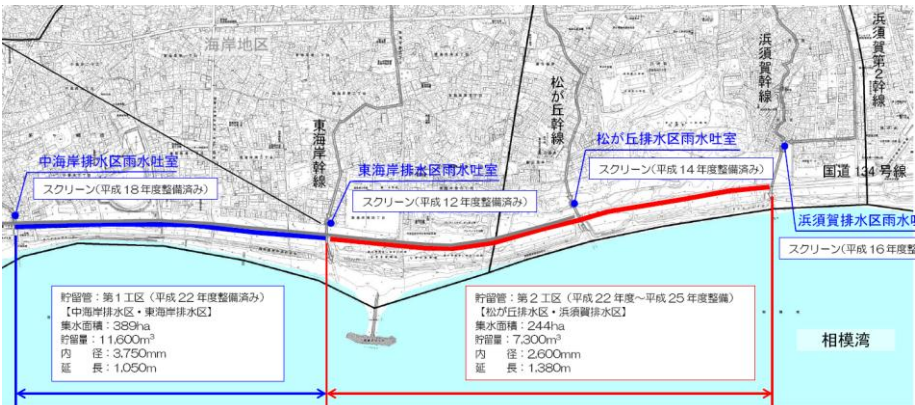
(1)現行計画の概要		(2)H20～H27 年度までの主な実績	(3)市民満足度調査での評価項目																		
①施策	②施策概要																				
【完了】屋外広告物条例の制定	茅ヶ崎市の実態に即した茅ヶ崎市屋外広告物条例を制定し、地域の実情にあった景観形成に努める。	●「茅ヶ崎市屋外広告物条例」の制定(平成 22 年 12 月 22 日公布 平成 23 年 4 月 1 日施行) 平成 18 年に景観行政団体に移行したことに伴い、地域の実情に応じた屋外広告物の規制・誘導を行うために、制定した。 茅ヶ崎市屋外広告物条例では、用途地域を基に市内を 6 つの地域に区分した地域種別ごとに、表示等の基準を定めている。屋外広告物の表示等にあたっては、原則、この地域種別ごとの基準に従って表示等を行わなければならない。 ●屋外広告物の申請数及び簡易除却※ (※貼り紙・貼り札等の違反屋外広告物に関する簡易除却) 図 屋外広告物条例に基づく申請・簡易除却の実績 <table><tr><th>年度</th><th>申請 (左軸)</th><th>簡易除却 (右軸)</th></tr><tr><td>H23</td><td>3,750</td><td>3,150</td></tr><tr><td>H24</td><td>3,420</td><td>1,950</td></tr><tr><td>H25</td><td>3,250</td><td>2,000</td></tr><tr><td>H26</td><td>3,580</td><td>1,650</td></tr><tr><td>H27</td><td>3,400</td><td>1,600</td></tr></table>	年度	申請 (左軸)	簡易除却 (右軸)	H23	3,750	3,150	H24	3,420	1,950	H25	3,250	2,000	H26	3,580	1,650	H27	3,400	1,600	【D04】地域の特性を生かしたまちなみ・景観
年度	申請 (左軸)	簡易除却 (右軸)																			
H23	3,750	3,150																			
H24	3,420	1,950																			
H25	3,250	2,000																			
H26	3,580	1,650																			
H27	3,400	1,600																			
J21:秩序ある景観の創出	景観計画による一定規模以上の行為〔①(ア)高さ 10m を超える建築物〈第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域にあっては、軒の高さが 7m を超える建築物〉、(イ)延べ面積が 1,000 ㎡以上の建築物、(ウ)商業施設の用に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡以上の建築物、(エ)計画戸数を8戸以上とする建築物 ②高さ 10m を超える工作物 ③開発区域の面積が 500 ㎡以上の開発行為〕については、形態・意匠や既存樹木の保存、植栽場所などに関して、構想段階から対象事業者と協議調整を図ることができる仕組みづくりを進める。	●「景観計画」の策定(平成 20 年 7 月 1 日告示 同年 10 月 1 日運用開始) 景観法の制定により、法に基づいた建築物等の規制誘導をはじめ、本市の実情に応じた屋外広告物条例の制定も可能となった。茅ヶ崎市景観計画では、茅ヶ崎らしさを守るための基準と協議の手続きを定め、市民、事業者と行政が、共に茅ヶ崎の景観まちづくりを考え、連携する仕組みを築いている。 本計画は平成 23 年 4 月 1 日、平成 25 年 7 月 1 日、平成 27 年 7 月 1 日、平成 28 年 7 月に計画内容を改訂している。 ●「茅ヶ崎市景観条例」の制定(平成 20 年 7 月 1 日告示 同年 10 月 1 日施行) 景観法に基づいた景観まちづくりを推進するために、茅ヶ崎市景観計画を策定するとともに、茅ヶ崎市景観条例を制定した。さらに、本市では、集中的に景観形成をするべき拠点として、茅ヶ崎市景観計画で位置付けた茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区及び浜見平地区を平成 23 年 4 月 1 日より特別景観まちづくり地区として指定し、景観法に基づく規制誘導を行うため、茅ヶ崎市景観条例の一部改正をした。	【D04】地域の特性を生かしたまちなみ・景観																		

(1) 現行計画の概要		(2) H20～H27 年度までの主な実績	(3) 市民満足度調査での評価項目																
① 施策	② 施策概要		【D04】地域の特性を生かしたまちなみ・景観																
J22: 眺望点(視点場)の設定による眺望景観の保全	特に素晴らしい景観を望める場所については、眺望点(視点場)として設定し、後世に残す場所としての整備を進める。	● 景観模擬実験を義務付け、眺望景観に与える影響を確認し、良好な景観の形成へ誘導 ● 眺望点の指定数、場所は平成 20 年から変化なし ⇒H20年景観計画策定時に指定した10か所のみ ● 眺望点に影響を及ぼす指導件数:2件(浜見平) 図 景観法に基づく届出件数(H21-H27) <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>届出件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>H21</td><td>96</td></tr><tr><td>H22</td><td>127</td></tr><tr><td>H23</td><td>120</td></tr><tr><td>H24</td><td>104</td></tr><tr><td>H25</td><td>94</td></tr><tr><td>H26</td><td>84</td></tr><tr><td>H27</td><td>70</td></tr></tbody></table> 図 茅ヶ崎市内の眺望点の指定状況 	年度	届出件数	H21	96	H22	127	H23	120	H24	104	H25	94	H26	84	H27	70	【D04】地域の特性を生かしたまちなみ・景観
年度	届出件数																		
H21	96																		
H22	127																		
H23	120																		
H24	104																		
H25	94																		
H26	84																		
H27	70																		
J23: 景観重要公共施設の指定	景観形成上重要な位置づけがされている公共施設や市民に親しまれている愛称道路など景観形成の先導となる施設の指定を進める。	● 茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区内の主要道路、茅ヶ崎海岸、国道134号、茅ヶ崎漁港、鶴嶺参道、里山公園や周辺道路を景観重要公共施設に指定	【C02】自宅周辺の居住環境 【D04】地域の特性を生かしたまちなみ・景観																

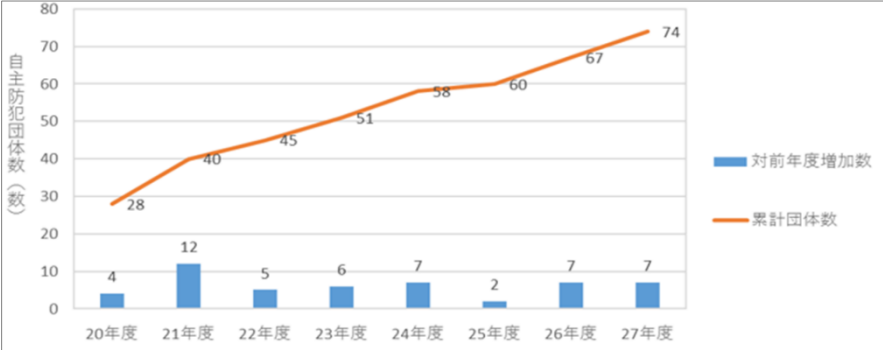
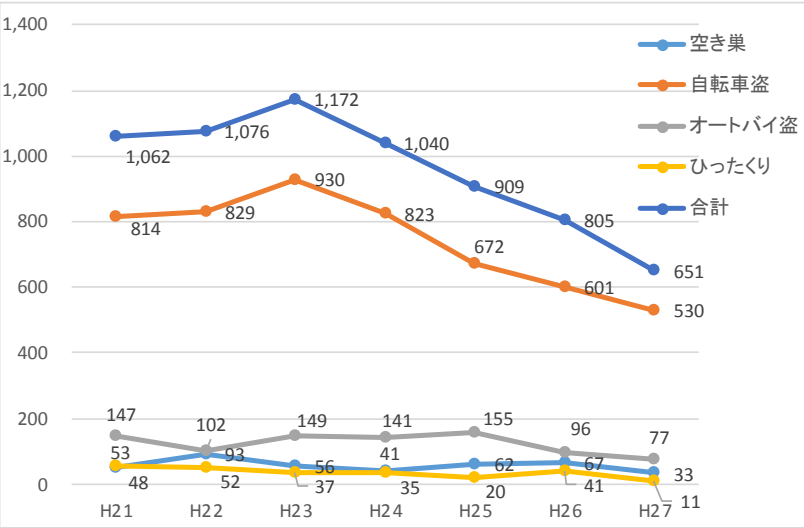
(1)現行計画の概要		(2)H20～H27 年度までの主な実績	(3)市民満足度調査での評価項目																																																															
①施策	②施策概要																																																																	
J24：景観重要建造物・景観重要樹木の指定	本市の自然、歴史・文化などをよく表し、また市民などに親しまれ景観形成に良好な影響を与えている建造物及び樹木については、市民との協働のもとに重要な資源として指定し、保全をめざす。	●景観重要樹木4件、ちがさき景観資源9件を指定し、保全活用を推進 図 茅ヶ崎市内の景観重要樹木(4件) <table><tr><td>1号 鶴嶺八幡のイチョウ</td><td>第2号 菱沼八王子神社のタブノキ</td><td>第3号 小出小学校のクスノキ</td><td>第4号 本村のタブノキ</td></tr><tr><td>樹種 イチョウ</td><td>樹種 タブノキ</td><td>樹種 クスノキ</td><td>樹種 タブノキ</td></tr><tr><td>所在地 鶴嶺八幡宮境内</td><td>所在地 菱沼八王子神社境内</td><td>所在地 小出小学校内</td><td>所在地 国道1号 本村交差点北西側</td></tr><tr><td>指定年月日 平成22年3月26日</td><td>指定年月日 平成22年3月26日</td><td>指定年月日 平成23年8月22日</td><td>指定年月日 平成23年8月22日</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 図 茅ヶ崎市内のちがさき景観資源(9件) <table><tr><td>第1号 鶴嶺八幡宮参道の松並木</td><td>第2号 旧相模川橋脚のソメイヨシノ</td><td>第3号 腰掛神社の樹叢</td><td>第4号 鶴嶺小学校のカイツカイブキとソメイヨシノ</td></tr><tr><td>樹種 クロマツ</td><td>樹種 ソメイヨシノ</td><td>樹種 スギ、シノキ外</td><td>樹種 カイツカイブキ、ソメイヨシノ</td></tr><tr><td>所在地 鶴嶺八幡宮参道</td><td>所在地 国指定史跡 旧相模川橋脚</td><td>所在地 腰掛神社境内</td><td>所在地 鶴嶺小学校校庭</td></tr><tr><td>指定年月日 平成22年3月26日</td><td>指定年月日 平成22年3月26日</td><td>指定年月日 平成22年3月26日</td><td>指定年月日 平成22年3月26日</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第5号 勘重郎堀のシノキ</td><td>第6号 松尾大神のタブノキとイチョウ</td><td>第7号 関東の富士見百景 茅ヶ崎市からの富士 茅ヶ崎南湖の左富士</td><td>第8号 関東の富士見百景 茅ヶ崎市からの富士 茅ヶ崎海岸・ヘッドランドとその周辺</td></tr><tr><td>樹種 シノキ</td><td>樹種 タブノキ、イチョウ</td><td>ビューポイント 鳥井戸橋・石原橋</td><td>ビューポイント 茅ヶ崎海岸・ヘッドランド付近</td></tr><tr><td>所在地 香川二丁目1573番1(個人宅敷地内)</td><td>所在地 松尾大神境内</td><td>指定年月日 平成28年3月22日</td><td>指定年月日 平成28年3月22日</td></tr><tr><td>指定年月日 平成22年3月26日</td><td>指定年月日 平成23年8月22日</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第9号 関東の富士見百景 茅ヶ崎市からの富士 県立茅ヶ崎里山公園内柳谷</td><td colspan="3" rowspan="4"></td></tr><tr><td>ビューポイント 県立茅ヶ崎里山公園内富士見の丘付近</td></tr><tr><td>指定年月日 平成28年3月22日</td></tr><tr><td></td></tr></table>	1号 鶴嶺八幡のイチョウ	第2号 菱沼八王子神社のタブノキ	第3号 小出小学校のクスノキ	第4号 本村のタブノキ	樹種 イチョウ	樹種 タブノキ	樹種 クスノキ	樹種 タブノキ	所在地 鶴嶺八幡宮境内	所在地 菱沼八王子神社境内	所在地 小出小学校内	所在地 国道1号 本村交差点北西側	指定年月日 平成22年3月26日	指定年月日 平成22年3月26日	指定年月日 平成23年8月22日	指定年月日 平成23年8月22日					第1号 鶴嶺八幡宮参道の松並木	第2号 旧相模川橋脚のソメイヨシノ	第3号 腰掛神社の樹叢	第4号 鶴嶺小学校のカイツカイブキとソメイヨシノ	樹種 クロマツ	樹種 ソメイヨシノ	樹種 スギ、シノキ外	樹種 カイツカイブキ、ソメイヨシノ	所在地 鶴嶺八幡宮参道	所在地 国指定史跡 旧相模川橋脚	所在地 腰掛神社境内	所在地 鶴嶺小学校校庭	指定年月日 平成22年3月26日	指定年月日 平成22年3月26日	指定年月日 平成22年3月26日	指定年月日 平成22年3月26日					第5号 勘重郎堀のシノキ	第6号 松尾大神のタブノキとイチョウ	第7号 関東の富士見百景 茅ヶ崎市からの富士 茅ヶ崎南湖の左富士	第8号 関東の富士見百景 茅ヶ崎市からの富士 茅ヶ崎海岸・ヘッドランドとその周辺	樹種 シノキ	樹種 タブノキ、イチョウ	ビューポイント 鳥井戸橋・石原橋	ビューポイント 茅ヶ崎海岸・ヘッドランド付近	所在地 香川二丁目1573番1(個人宅敷地内)	所在地 松尾大神境内	指定年月日 平成28年3月22日	指定年月日 平成28年3月22日	指定年月日 平成22年3月26日	指定年月日 平成23年8月22日			第9号 関東の富士見百景 茅ヶ崎市からの富士 県立茅ヶ崎里山公園内柳谷				ビューポイント 県立茅ヶ崎里山公園内富士見の丘付近	指定年月日 平成28年3月22日		【D04】地域の特性を生かしたまちなみ・景観 【D05】樹林や生垣、庭など、自宅周辺の緑
1号 鶴嶺八幡のイチョウ	第2号 菱沼八王子神社のタブノキ	第3号 小出小学校のクスノキ	第4号 本村のタブノキ																																																															
樹種 イチョウ	樹種 タブノキ	樹種 クスノキ	樹種 タブノキ																																																															
所在地 鶴嶺八幡宮境内	所在地 菱沼八王子神社境内	所在地 小出小学校内	所在地 国道1号 本村交差点北西側																																																															
指定年月日 平成22年3月26日	指定年月日 平成22年3月26日	指定年月日 平成23年8月22日	指定年月日 平成23年8月22日																																																															
																																																																		
第1号 鶴嶺八幡宮参道の松並木	第2号 旧相模川橋脚のソメイヨシノ	第3号 腰掛神社の樹叢	第4号 鶴嶺小学校のカイツカイブキとソメイヨシノ																																																															
樹種 クロマツ	樹種 ソメイヨシノ	樹種 スギ、シノキ外	樹種 カイツカイブキ、ソメイヨシノ																																																															
所在地 鶴嶺八幡宮参道	所在地 国指定史跡 旧相模川橋脚	所在地 腰掛神社境内	所在地 鶴嶺小学校校庭																																																															
指定年月日 平成22年3月26日	指定年月日 平成22年3月26日	指定年月日 平成22年3月26日	指定年月日 平成22年3月26日																																																															
																																																																		
第5号 勘重郎堀のシノキ	第6号 松尾大神のタブノキとイチョウ	第7号 関東の富士見百景 茅ヶ崎市からの富士 茅ヶ崎南湖の左富士	第8号 関東の富士見百景 茅ヶ崎市からの富士 茅ヶ崎海岸・ヘッドランドとその周辺																																																															
樹種 シノキ	樹種 タブノキ、イチョウ	ビューポイント 鳥井戸橋・石原橋	ビューポイント 茅ヶ崎海岸・ヘッドランド付近																																																															
所在地 香川二丁目1573番1(個人宅敷地内)	所在地 松尾大神境内	指定年月日 平成28年3月22日	指定年月日 平成28年3月22日																																																															
指定年月日 平成22年3月26日	指定年月日 平成23年8月22日																																																																	
第9号 関東の富士見百景 茅ヶ崎市からの富士 県立茅ヶ崎里山公園内柳谷																																																																		
ビューポイント 県立茅ヶ崎里山公園内富士見の丘付近																																																																		
指定年月日 平成28年3月22日																																																																		
																																																																		

(1)現行計画の概要		(2)H20～H27 年度までの主な実績	(3)市民満足度調査での評価項目
①施策	②施策概要		
J25：自然景観の保全	市民の憩いの場となる、うるおいのある自然景観を創出するため、山林などへのゴミの投棄や施設への落書きなど、自然景観を阻害する要素を排除するとともに、土砂や建設資材及び廃材の置き場の設置に対する適切な指導や違反に対する是正を進める。	●「茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例」の制定 ●市街化調整区域での建築物の建築等に対し、景観法に基づき、色彩等について規制誘導を実施 【例1】幹線道路沿道の商業施設 検討前 ＜屋外広告物＞ 目立つ赤系 ＜基調色＞ 企業カラーの黄系 検討後 ＜屋外広告物＞ 規模を縮小 ＜アクセントカラー＞ 企業カラーの黄系は、見附面積1/10未満に縮小 ＜基調色＞ 黄系から中部地域景観ゾーンの推薦色である5YR7.5/1に変更 【例2】マンション ＜基調色＞ 湘南のイメージから青系をベースとした建物 ＜アクセントカラー＞ 太陽をイメージした赤系 ＜基調色＞ 海岸地域景観ゾーンの推薦色10YR8/1に変更 ＜アクセントカラー＞ 青系1色に変更。彩度も抑え、10B8/4を選択。見附面積の1/10未満におさえる（エントランス庇部分） 図 建築物及び屋外広告物の色彩等の配慮例 ●景観パトロール回数：月1回程度パトロールを実施	【D01】市街地と自然環境が調和した土地利用 【D04】地域の特性を生かしたまちなみ・景観 【D10】海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境
J37：歴史・文化資源と周辺地域の保全及び活用	うるおいとやすらぎのある都市づくりに向けて、堤・下寺尾地区などにある、地域に特徴を与えている歴史・文化資源を保全するとともに、その資源の活用に努める。	●「茅ヶ崎市文化資料館 整備計画」を策定 ・事業用地の取得、建築及び展示の設計準備を実施 ・保全管理計画の策定に向けた確認調査（発掘）を実施 建築計画 整備予定地 ◇茅ヶ崎市堤3786番ほか ◇面積 約7,800㎡ ◇自然や歴史・文化資源を繋ぐ拠点施設の整備  図 茅ヶ崎市文化資料館の整備予定地 ●下寺尾官衙遺跡群の中心部が国の史跡に指定された。  図 下寺尾官衙遺跡群周辺の景観復元図(暫定版) (田尾誠敏：構成 霜出彩野：画)	【A04】公民館・図書館、文化・民俗資料館等の学習施設 【A06】心を豊かにする生涯学習の機会や支援体制

5. 住環境整備

(1) 現行計画の概要		(2) H20～H27 年度までの主な実績	(3) 市民満足度調査での評価項目																						
① 施策	② 施策概要																								
【完了】下水道整備計画の策定	下水道施設の整備内容、整備スケジュール及び各年度事業費の平準化を図る計画の策定を進める。	●「下水道整備計画」を策定(平成 23 年 3 月) 図 施策の体系 	【D12】公共下水道の整備状況																						
	【完了】J26：合流式下水道の改善	相模湾に面した中海岸・東海岸・松が丘・浜須賀の4排水区において、放流水質基準値などを満たすための改善策として貯留管整備を進め、晴天時に処理場へ送水することで水質汚濁の軽減による衛生環境の向上をめざす。	●合流式下水道の改善目標達成済み。 図 貯留管整備状況  表 環境負荷の軽減状況(対策前後の未処理放流回数) <table><tr><th colspan="2"></th><th>浜須賀 (3号)</th><th>松が丘 (4号)</th><th>東海岸 (5号)</th><th>中海岸 (5号)</th></tr><tr><td rowspan="3">未処理放流 回数 (回/年)</td><td>目標</td><td>17</td><td>17</td><td>16</td><td>13</td></tr><tr><td>対策前 (H16)</td><td>38</td><td>38</td><td>35</td><td>29</td></tr><tr><td>対策後 (H27)</td><td>17</td><td>11</td><td>13</td><td>9</td></tr></table>			浜須賀 (3号)	松が丘 (4号)	東海岸 (5号)	中海岸 (5号)	未処理放流 回数 (回/年)	目標	17	17	16	13	対策前 (H16)	38	38	35	29	対策後 (H27)	17	11	13	9
		浜須賀 (3号)	松が丘 (4号)	東海岸 (5号)	中海岸 (5号)																				
未処理放流 回数 (回/年)	目標	17	17	16	13																				
	対策前 (H16)	38	38	35	29																				
	対策後 (H27)	17	11	13	9																				

(1) 現行計画の概要		(2) H20～H27 年度までの主な実績	(3) 市民満足度調査での評価項目
① 施策	② 施策概要		
J27：下水道施設の地震対策	避難所から流域下水道終末処理場を結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路などの地震対策を進める。	●東海岸幹線系統の○250mm～□2,250×1,750mm、延長約1.3km耐震工事を実施 ●今宿ポンプ場耐震補強を実施 図 地震対策の実施箇所 出典：下水道整備計画 中間評価	【D12】公共下水道の整備状況
J28：下水道施設の改築（管路などの長寿命化）	避難所から流域下水道終末処理場を結ぶ管路などの改築（長寿命化）を進めます。 雨水ポンプ場は、計画的な調査により、改築（長寿命化）を進めます。	●管路の長寿命化の実施延長：H25 L= 99.5m H26 L= 124.7m H27 L= 442.0m H28 L= 166.0m	【D12】公共下水道の整備状況

(1)現行計画の概要		(2)H20～H27 年度までの主な実績	(3)市民満足度調査での評価項目
①施策	②施策概要		
J29：市街化区域における公共下水道汚水の対策	市街化区域においては、公共下水道汚水整備100％をめざすとともに、整備が完了した区域においては、住宅などの排水設備の接続を促進する。	●萩園、西久保、赤羽根地区等の汚水整備を実施 ●汚水面整備率:93.0%(H20) → 97.71%(H27) ●水洗化普及率:95.32%(H20) → 97.98%(H27)	【D12】公共下水道の整備状況
J30：市街化調整区域における生活排水の対策	市街化調整区域においては、公衆衛生の維持や水質保全のため、投資効果の高い区域では、公共下水道の整備に努めるとともに、合併処理浄化槽の設置を支援する。	合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付基数:748 基(H20 まで)→926 基(H27 まで) ※平成 26 年度より新設分の補助金交付を廃止し、転換のみ補助となっている。	【D12】公共下水道の整備状況
J31：浸水被害の軽減・解消	浸水被害の軽減・解消のため、雨水幹線の整備などの下水道整備や千ノ川や駒寄川の護岸整備を進める。また、宅地内雨水の流出抑制について、雨水貯留タンクの設置を促進する。	●浜竹、萩園の雨水幹線及び香川、下町屋地区等の雨水枝線の整備を実施 ●雨水幹線整備率:87.6%(H20) → 94.0%(H27) ●汚水面整備率:46.7%(H20) → 52.22%(H27) ●下町屋ポンプ場、古相模橋ポンプ場、新千ノ川橋ポンプ場、中海岸二・三・四丁目付近のポンプ整備を実施 ●上ノ田公園調整池の整備を実施 ●千ノ川整備においては矢畑地内等での護岸整備等を実施 ●雨水貯留タンク設置基数 :315 基(H21～H27) 千ノ川流域雨水貯留タンク設置基数:120 基(H25～H27) 合計設置基数:435 基	【C05】地域の防災対策(日ごろの災害への備え)
J32：自主防犯ネットワーク活動の強化・支援	多くの市民が自主防犯活動に参加できるよう、自主防犯ネットワークの構築や各地域における自主防犯活動を支援する。	●新しい防犯団体の設立が増加傾向にあり、現在、80 団体近くが存在 ●防犯ネットワーク会議回数 H20～H27:18回 ●防犯講座回数 H20～H27:15回 ●身近で起きている犯罪(空き巣・自転車盗・オートバイ盗・ひったくり)の発生件数は減少している。 図 自主防犯活動団体設立数の推移(平成 20-27 年度)  図 身近で起きている犯罪の発生件数(平成 21-27 年度) 	【C04】交通安全や防犯などのまちの安全対策

(1)現行計画の概要		(2)H20～H27 年度までの主な実績	(3)市民満足度調査での評価項目
①施策	②施策概要		
J38：住宅に係る施策実施計画の策定と施策の推進	少子高齢化が進んでいく中で、住宅に係る課題に取り組んでいくため、住宅に関わる施策実施計画の策定を進める。 また、福祉部門と都市部門が連携し、施策を進めていくことにより、住環境の維持・向上をめざす。	●市内全域を対象とした空き家実態調査を実施し、茅ヶ崎市の空き家対策の方向性を定めた。 ●「住まいづくりアクションプラン」を策定 住まいの課題 課題1 超高齢社会への対応 課題2 市民・民間事業者・行政の連携 課題3 住宅戦略の構築 課題4 昭和40年代の住宅開発地などの地域の活性化 課題5 災害に強い住まいづくり 課題6 自然環境への配慮と地域とつながる住まいづくり 課題7 福祉分野と連携した民間賃貸住宅の活用促進 課題8 増加する空き家への対応 課題9 庁内の横断的な連携強化 基本的な考え方 1 ちがさき都市マスタープランの基本的考え方を尊重し、住まいという切り口から「みんなでつくる 住み続けたいまち ちがさき」の実現に向けて、取り組んでいく。 2 将来の人口減少期を見すえた、これからの住まいのあり方を検討し、取り組んでいく。 3 地域活力の維持・形成と地域の個性や魅力を活かした都市づくりを推進し、持続可能な都市づくりに向けて取り組んでいく。 課題解決のための留意点 ●「多様な世代」それぞれに視点をあてた住まいづくり ●市民が安心して住居継続できる住まいづくり ●茅ヶ崎の特性を活かした住まいづくり ●円滑な「住み替え」ができる住まいづくり ●さまざまな災害に強い住まいづくり  図 茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン 課題と基本的な考え方	【C02】自宅周辺の居住環境 【C04】交通安全や防犯などのまちの安全対策

●「多様な世代」それぞれに視点をあてた住まいづくり

●市民が安心して住居継続できる住まいづくり

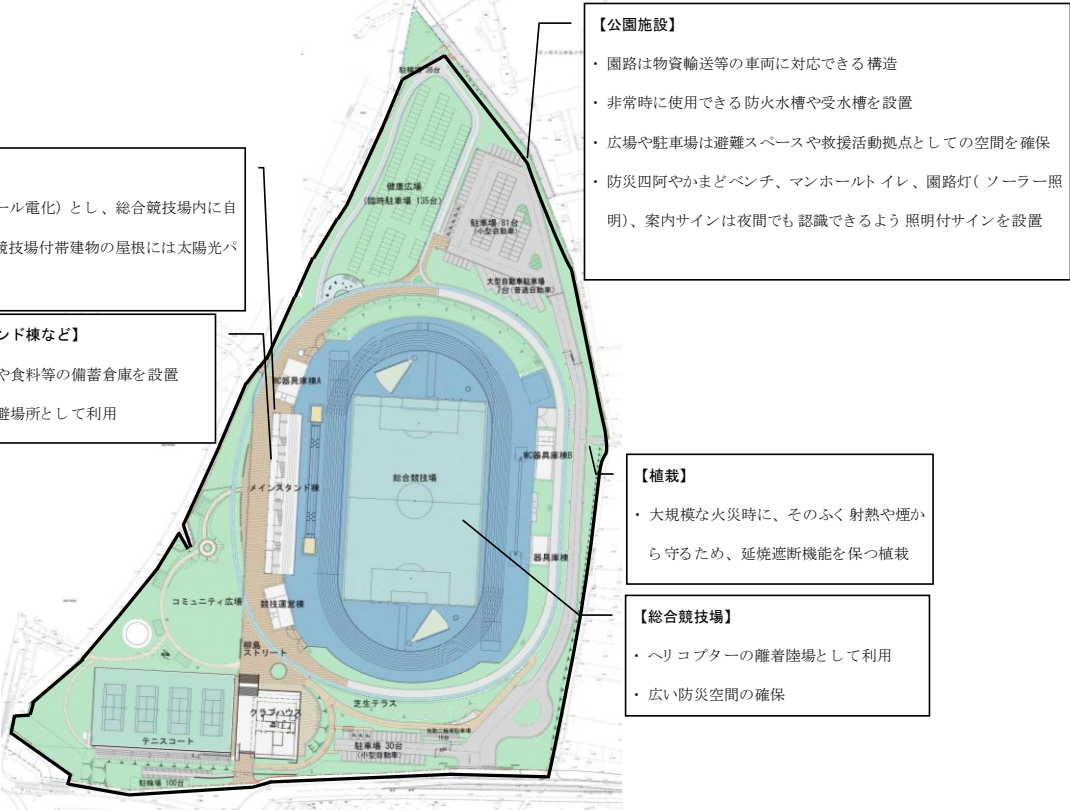
●茅ヶ崎の特性を活かした住まいづくり

●円滑な「住み替え」ができる住まいづくり

●さまざまな災害に強い住まいづくり

(2)H20～H27 年度までの主な実績

(1)現行計画の概要		(2)H20～H27 年度までの主な実績	(3)市民満足度調査での評価項目																																
①施策	②施策概要																																		
J35:公共施設・住宅における耐震改修の促進	公共施設の耐震改修を進めるとともに、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事を支援し、耐震化を促進する。	●「木造住宅耐震改修促進事業」として耐震診断や補強工事費の助成、耐震シェルター設置支援、家具転倒防止金具等取付支援事業を実施。 ●「茅ヶ崎市耐震改修促進計画」を改訂(平成 28 年度) 表 耐震化の目標と課題 ■住宅の耐震化の目標と課題 <table><tr><th>住 宅 の 耐 震 化 率</th><th>策定時(H18)</th><th>(H25)</th><th>目標(H32)</th></tr><tr><td>住 宅※</td><td>65.4% (棟数による算出)</td><td>80.8%</td><td>95%</td></tr></table> ※「住宅」には非木造、共同住宅も含む。 (課題) 木造戸建て住宅を中心に、新たな施策効果により約9,400戸の耐震化が必要 ■公共建築物の耐震化の目標と課題 <table><tr><th>公 共 建 築 物 の 耐 震 化 率</th><th>策定時(H18)</th><th>(H26)</th><th>目標(H32)</th></tr><tr><td>災害時の拠点となる建築物</td><td>95%</td><td>98.5%</td><td>100%</td></tr><tr><td>不特定多数の者が利用する建築物</td><td>81%</td><td>81.1%</td><td>100%</td></tr><tr><td>特定多数の者が利用する建築物</td><td>38%</td><td>40.0%</td><td>100%</td></tr><tr><td>その他の</td><td>69%</td><td>87.9%</td><td>100%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>85%</td><td>89.4%</td><td>100%</td></tr></table> (課題) 災害時の拠点となる建築物を優先的に耐震化 図 無料耐震相談(建築なんでも相談)の開催回数と相談件数(H21-H27)	住 宅 の 耐 震 化 率	策定時(H18)	(H25)	目標(H32)	住 宅※	65.4% (棟数による算出)	80.8%	95%	公 共 建 築 物 の 耐 震 化 率	策定時(H18)	(H26)	目標(H32)	災害時の拠点となる建築物	95%	98.5%	100%	不特定多数の者が利用する建築物	81%	81.1%	100%	特定多数の者が利用する建築物	38%	40.0%	100%	その他の	69%	87.9%	100%	合 計	85%	89.4%	100%	【C05】地域の防災対策(日ごろの災害への備え) 【D06】建築物の防災性とバリアフリー化等による人にやさしいまち
住 宅 の 耐 震 化 率	策定時(H18)	(H25)	目標(H32)																																
住 宅※	65.4% (棟数による算出)	80.8%	95%																																
公 共 建 築 物 の 耐 震 化 率	策定時(H18)	(H26)	目標(H32)																																
災害時の拠点となる建築物	95%	98.5%	100%																																
不特定多数の者が利用する建築物	81%	81.1%	100%																																
特定多数の者が利用する建築物	38%	40.0%	100%																																
その他の	69%	87.9%	100%																																
合 計	85%	89.4%	100%																																
J39:復興段階におけるまちづくりのあり方の検討	発災後、復興段階のまちづくりを円滑に進めるため、復興の考え方や進め方をあらかじめ検討しておくとともに、まちづくりに必要となる都市計画基礎調査をはじめとしたデータの整備を進める。	●平成 22・23 年度に、職員を対象に、「復興イメージトレーニング」を実施し、各地域の復興の際に生じる課題を把握し、その課題に対応するにはどのような施策・制度が必要になるのか意見交換を行った。 ●復興イメージトレーニング、復興準備検討ワークショップの結果を踏まえて、「地域防災計画」や「ちがさき都市マスタープラン」等の見直しを実施した。 ●復興課題の洗い出しと、事前の準備のため、平成 27 年度に「復興準備意見交換会」を実施し、継続的に検討を行っている。 ●平成 27 年 11 月に茅ヶ崎市地域防災計画改訂 ・災害対策基本法の改正に伴い、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報の整理として、地籍調査を推進することを位置づけ。 図 本市の復興準備の経過(H22-H27) <u>復興イメージトレーニング(H22～23)、復興準備検討ワークショップ(H25)</u> - 地域特性を鑑みた上で復興状況を想定し、復興方策を検討 復興対策等の重要性を認識させる研修的位置づけ <u>地域防災計画の改訂(H25)</u> - 東日本大震災を機に、復興・復旧対策の内容の見直し - 復興対策本部などの組織体制、復興準備の取組を位置づけ <u>ちがさき都市マスタープランの一部改訂(H25)</u> - 復興準備を都市防災の方針に位置づけ <u>総合計画基本構想の中間見直し(H26)</u> - 安全・安心なまちづくりの更なる強化 復興まちづくりを円滑かつ迅速に進めるための平常時の準備として、地籍調査と復興の考え方や進め方の検討を位置づけ <u>復興準備意見交換会(H27)</u> - 全市域の被災状況を確認し、住まい・生活再建という視点を軸に復興課題の洗い出し 図 復興イメージトレーニングの様子	—																																

(1) 現行計画の概要		(2) H20～H27 年度までの主な実績	(3) 市民満足度調査での評価項目
① 施策	② 施策概要		
J40: 防災拠点機能の拡充		● 災害時に臨時宿泊施設となる市民文化会館、救援物資受け入れ施設となる総合体育館等の周辺施設と一体となった防災拠点として市役所新庁舎を位置づけ、重要な拠点となるよう建て替えを実施	【C05】地域の防災対策（日ごろの災害への備え）
	災害時の応急対策や復旧などの様々な活動を行う上で重要な役割を果たす防災拠点の機能拡充を図るため、施設や資機材などの整備、避難や防災活動に役立つ空間の確保などに努める。	● （仮称）柳島スポーツ公園は、茅ヶ崎市地域防災計画において広域避難地（広域避難場所）の位置付けが予定されており、ヘリコプターの離着陸場や広域応援部隊の活動拠点としての機能を有し、施設においては防災設備の配置等、緊急物資の一時集積・保管機能を確保する等、多様な防災上として機能を備える。 図 市役所新庁舎の災害時想定  図（仮称）柳島スポーツ公園の施設計画  写真 整備状況 	

7. 環境にやさしい都市づくり

(1) 現行計画の概要		(2) H20～H27 までの実績	(3) 市民満足度調査での評価項目
① 施策	② 施策概要		
J41:「低炭素まちづくり計画」の推進	都市活動由来の温室効果ガス排出量の削減に資する施策を一体的に推進する。	●「茅ヶ崎市低炭素まちづくり計画」を策定(平成 27 年 3 月策定) 図 20 年後、もっと歩きやすくなるためのまち改善プロジェクトの概要 ■概要 本計画が掲げる三つの将来像の実現に向けた取り組みを進め、人々の移動及び建築物の環境性能由来のCO₂排出量の削減、みどりによるCO₂吸収量の確保を図る。 都市の機能が集積している茅ヶ崎駅周辺をモデルに、歩きやすく、歩きたくなるまちに向けたさまざまな視点をパッケージ化して、今から改善に取り組んでいく。 中央公園再整備 市街地中心部のまとまりのあるみどりとしての再編整備を行う 駅舎・ホームの改善 公共交通機関利用環境の向上 公共施設の再編 環境性能の高い市役所を市街地中心部で建替える 駅前広場の改修 駅ビル整備にあわせ、公共交通機関利用環境の向上を図る 沿道景観形成 モデルルートへの生け垣助成により、まとまった民有地緑化を推進する 保存樹林の効果的な維持管理方法の研究 貴重な民有地内のみどりの保全 都市機能の維持・創出 まちなかの商業・業務・行政・医療・居住機能の充実、住環境の向上 建築物の低炭素化への啓発 建替え等の契機での低炭素化の促進 エコカー利用施設の設置 EV充電器等の設置によるエコカー利用環境の向上 歩行者通行空間 自転車ネットワークの形成 道路施設の効率的・効果的な維持管理を計画的に進める「幹線道路維持保全計画」の対象路線と徒歩、自転車利用環境の早期改善が必要な路線から、現況の道路幅員内で道路空間を再配分するなどして、歩行空間・自転車ネットワーク形成を図る 歩行者通行空間整備 自転車ネットワーク整備 バリアフリー化 歩きたくなる公共サインの整備 誰もが移動しやすく、訪れてみたいと感じられる市街地を目指して、公共公益施設や生活関連施設のバリアフリー化を進めるとともに、わかりやすい案内表示に改善する 実施段階の取組 検討段階の取組 支援・啓発等 歩きやすく、自転車が利用しやすい健康的なまちで暮らす！ 高機能で環境負荷が少ないまちで暮らす！ みどり豊かで外出したくなるまちで暮らす！ ■20年後、もっと歩きやすくなるためのまち改善プロジェクトの実施イメージ	【C01】低炭素社会に向けた地球環境問題への取り組み

(2) 市民満足度調査における満足度と関心度(抜粋)

項 目	満足度			関心度 (重要度)
	H22	H27	差	H27
A「ひとづくり」の総合評価				
A04 公民館・図書館、文化・民俗資料館等の学習施設	0.2	0.23	0.03	0.94
A06 心を豊かにする障害学習の機会や支援体制	-0.04	-0.01	0.03	0.98
C「暮らしづくり」の総合評価				
C01 低炭素社会に向けた地球環境問題への取り組み	0.02	0.05	0.03	0.87
C02 自宅周辺の居住環境(住みごち)	0.54	0.53	-0.01	1.19
C04 交通安全や防犯などのまちの安全対策	0.15	0.2	0.05	1.32
C05 地域の防災対策(日ごろの災害への備え)	0.13	0.18	0.05	1.28
D「まちづくり」の総合評価				
D01 市街地と自然環境が調和した土地利用	0.09	0.12	0.03	0.91
D02 駅周辺の市街地と快適性や利便性、にぎわい	0.14	0.07	-0.07	0.95
D03 鉄道やバスなどの公共交通の利便性	0.21	0.21	0	1.11
D04 地域の特性を生かしたまちなみ・景観	0.08	0.11	0.03	0.83
D05 樹林や生垣、庭など、自宅周辺の緑	0.19	0.22	0.03	0.79
D06 建築物の防災性とバリアフリー化等による人にやさしいまち	-0.13	-0.14	-0.01	1.05
D07 近隣市や地域を結ぶ幹線道路や橋	0	0.07	0.07	0.9
D08 自宅周辺の生活道路の安全性・快適性	-0.15	-0.13	0.02	1.17
D09 やすらげる身近な公園や緑地	-0.03	-0.02	0.01	0.99
D10 海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境	0.25	0.19	-0.06	0.84
D11 安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物	0	-0.02	-0.02	0.77
D12 公共下水道の整備状況	0.32	0.34	0.02	1.05
D13 多くの人々を誘う魅力ある商工業、観光の振興	-0.1	-0.08	0.02	0.75
D14 農業や漁業の振興と農地・海浜の保全活用	0.04	0.01	-0.03	0.83
D16 地域特性を生かした都市の拠点 (辻堂駅西口周辺・香川駅周辺・浜見平地区周辺・萩園地区)	-0.14	0.02	0.16	0.77
E「行政経営」の総合評価				
E04 公共施設の適正な配置と維持管理	-0.05	-0.02	0.03	0.85

(3)確認委員会コメント

ちがさき都市マスタープランの概要			H28確認委員会コメント (平成27年度重点的に取り組む施策の進捗状況に対する確認委員会のコメント)
分野	施策	施策概要	
土地 利用	【完了】建築物の高さ規制区域の拡大	建築物の高さ規制区域の拡大を進め、住環境の維持・保全をめざす。	—
	【完了】敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入	低層住居地域における敷地面積に対する最低限度を規制する制度の導入を進める。	—
	【完了】秩序ある市街化調整区域の土地利用の検討	都市づくりの考え方や新たなルールを規定し、手続きなど体系的な整備を進める。	—
	J1:工業系用途地域の見直しなどの検討	市内に点在する工業系用途地域については、その保全に努めるとともに、住宅の立地動向などを踏まえた用地地域の見直しなどの検討を進める。	・保全に努めるという施策から、実施事項が少しかい離しているような気がします。工業用地は確実に減少していると思われます。 見直しなどの検討という施策からすると、他の用途への転換が主たる目的になると思われますが、いかがですか。 ・地域住民のまちづくりに対する意識向上のためには、ルールだけでなく、地域住民にとってどの様なメリットがあるのか明らかにして話し合うことが大切だと思います。 ・平成29年度まで事業の対象は萩園字上の前地区だけでしょうか。27年度と比較して進捗していると判断します。市民参加についても、努力していると判断します。
	J2:市庁舎周辺の行政機能の充実	市庁舎周辺は、行政拠点として行政機能・防災機能の充実を進める。	・計画通りの進捗と思われますが、周辺の行政拠点としての整備の具体像が見えません。事業計画にそろそろ表記があってもいい頃かと思います。 ・施策の目的に記載の、地区全体のエリアマネジメントの効果を高める、とはどのようなことをどう高めるのか具体的にしていきたいと思います。 ・順調に進捗していると判断します。まだ本庁舎があるので、国道からは見えないため、場所が分かりにくい。本庁舎の跡地の活用と地区全体の整備に期待します。現在は、文化会館前の交差点に不便を感じています。
	J3:茅ヶ崎駅周辺の居住誘導方策の具体化	茅ヶ崎駅周辺の居住誘導に向け、国などの優良な住宅整備への助成制度の活用や、建て替えにあわせた商業用途と住居用途の複合整備の推進など、具体的な実現手法の検討を進める。	・施策実現へ向けての実施事項があまりにも寂しいです。しばらくこの事項が事業スケジュールに乗っていますが、このままで施策の将来像に近づくとは思えません。具体化への具体策の検討をしてください。 ・施策の目的は十分に理解できます。空き家・建て替え予定のマンション等、既存の建物が利用できるのであれば、即効性があると思いますが、駅周辺にどの位世帯数あるいは市全体のどの位の割合を見込んでいるのでしょうか。目標はありますか。
	J4:香川駅周辺の都市機能の充実	香川駅周辺は、住民との協働によるまちづくりを継続的に展開しながら、駅周辺の交通基盤の整備や都市機能の導入を段階的に進める。	・予定された事業は進捗していると思いますが、住民との協力についての記載が欲しいところです。 ・地域住民アンケートや、まちづくり活動検討会の市民意見が、どの様に反映されているのか記載してもらえると取り組みの評価がし易くなりますので検討して下さい。 ・事業スケジュール通りの進捗と判断します。香川駅西口は、広くて明るく、大変良いと思いますが、まだあまり利用されていません。ヒアリングやアンケートの実施による市民の要望で、実現出来た事、出来なかった事の記述があると良いと思います。
	J5:浜見平地区における環境に配慮した生活・防災機能を持つ拠点の整備	・浜見平地区は、周辺地区も含め、少子・高齢化を考慮し、生活の利便性向上や防災性の向上をめざす。 ・地区全体を生活・防災機能を持つ拠点と位置づけ、団地の建て替えに合わせ地区計画を導入する。住宅地区については高度利用を進め、地域に必要な公共公益施設や商業施設については段階的な整備をめざす。	・計画通りの進捗と思われますが、インフラ整備事業ばかりが目立つため、将来像や目的達成に向けての検討をお願いします。 ・スケジュール予定にある都市再生機構と3期工事についての調整協議は実施されなかったのでしょうか。その他については、進捗していると判断します。住宅地区について、高度利用の進捗の記述をお願いします。
	J6:柳島向河原地区における運動公園整備とあわせた緑地などの確保	柳島向河原地区に運動公園を移転整備するのにあわせ、緑地や農地の確保を検討し、周辺地域の住環境と一体的に自然や環境に配慮した土地利用を検討する。	・計画通りの進捗と思われます。緑地や農地の確保の検討はどうなっていますか。 ・公園事業用地の取得、PFI事業について実施設計完了等、予定通りの進捗と判断します。
	J7:豊かな自然環境と共生した茅ヶ崎漁港周辺の整備	・茅ヶ崎漁港周辺は、散策できる「市民の憩いの場」とするとともに、訪れる人が楽しむことができる場として、自然環境に配慮した、文化、観光、商業関連機能の適切な誘導及び環境との共生による居住環境の形成を進める。 ・富士山をはじめとする眺望景観や海岸の砂浜の保全・修復を進めながら、浜降祭や漁業などの地域文化を伝承し、市内外の多彩な交流をはぐむ拠点としての整備を進める。	・漁港周辺の整備の部分は進捗していると思いますが、潜在的な海岸の自然環境とはどのようなイメージでしょう。 ・訪れやすい施設整備、訪れて楽しい自然は茅ヶ崎の大きな魅力になりますので、整備後の運営が持続されるような取り組みも検討がして頂きたいと思います。 ・グランドプランの改定の検討が続いていますが、決定期限はありませんか。具体的な諸設備については、整備に進捗が見られます。
	J8:豊かな自然環境と共生した教育文化の拠点づくり	清水谷・市民の森周辺、柳谷など、すぐれた自然環境などを保全するとともに、自然とのふれあいの場、子どもの教育の場としての活用を検討する。	・事業としては計画通り進捗していると思われます。3課とも3ヶ年の事業スケジュールが同じなのが気になります。例えば、市民の森ツリーハウスの修繕は3年もかかるものですか。 ・里山公園長へのインタビュー、外部講師を招いての指導等、新しい企画で自然環境の保全についての対策は進捗していると判断します。市民参加、協働への取り組みも実行されていると判断します。
	J9:さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺における産業系土地利用の検討	さがみ縦貫道路のインターチェンジ周辺については、産業系の土地利用としての誘導を検討する。	・産業形市街地を形成するという目的に対し、企業誘致の側面ばかりが目立つようです。良好な居住空間の確保に向けての活動はどうなっていますか。 ・事業スケジュール通りの進捗と判断します。
	J10:辻堂駅西口周辺の都市拠点整備	辻堂駅西口周辺は、隣接する藤沢市と連携し、藤沢市の辻堂駅周辺の大規模工場跡地の整備を軸に、住宅、商業や工業などが調和した土地利用へと誘導する。	・計画通りの進捗と思われます。 ・スケジュール通りに進捗していると判断します。辻堂駅周辺、線路から北側はマンションの増加が目立ちます。特に赤松町はマンションに囲まれつつあり、ビル風景観等住環境が悪化しています。保育所の不足も心配です。

ちがさき都市マスタープランの概要			H28確認委員会コメント (平成27年度重点的に取り組む施策の進捗状況に対する確認委員会のコメント)
分野	施策	施策概要	
交通体系整備	J11:環状道路の整備による交通の円滑化	茅ヶ崎駅周辺へ流入する通過交通車両の抑制による交通混雑の緩和と、人や環境に配慮した都市づくりを進めるため、環状道路を整備し、歩行者や自転車など人を中心とした交通体系への転換を進める。	・なかなか目立った進捗が見られない事業だと思います。長期戦は覚悟の上と言いつても、そもそも国や県が早期整備に首を縦に振らない大きな要因は何ですか。 ・本件は国県頼りの事業展開なので、茅ヶ崎市が先導して進められないことは理解しているが、各路線の進捗状況の説明が当該地域の住民に充分なされたのか？確認表から判断できない。「内容に一部進捗が見られた」が45° 上向きになっているが、担当者の気持ちとしては理解できるが、 進展は横ばいではないか ？また、当該年度からは各地区に「まちぢから協議会」が発足しているので、そちらに働きかけて住民要望としてまとめて国県に提出することも一案ではないか？ ・進捗するのにとても時間のかかる施策ですが、 少しずつ進んでいる と感じます。個人的には駅周辺の道路渋滞が早期に改良される事を期待しています。
	J12:狭あい道路の解消促進	・狭あい道路については、土地所有者に積極的に働きかけ、住民の協力を得ながら順次解消を促進する。 ・災害時における避難路の確保や緊急活動の円滑化のため、狭あい道路の解消を促進する。	・協働への取り組みが十分とは言えないと思われる。市の役割に、市民ニーズの把握とあるが、どのようなニーズがあつて、それに対してどう対応するのが不明。市民の主体性と問題意識とあるが、具体的にどのようなことを言っているのか不明。 26年度に前年度委員会の意見を受けて、さらに協働による施策を推進とあるが、27年度においてはそれはどの施策に当たるのでしょうか。 今後の協働において、新たな視点とあるが、具体的には何ですか。 ・狭あい道路解消は予算獲得と住民合意を得ることに非常に難しいものがあると思いますが、前年度と同様に一層の協働を進めていけば、いずれ達成できると思います。継続して住民に必要性の説明をしていくことが肝要です。 ・「27年度から民間活用制度により積極的な自主後退協力要請を行った」とありますが、こちらと27年度の申請件数が26年度よりも減ってしまったことを受けて、民間活用制度の効果があまり良い方向へ行つたと感じられませんでした。もっと市民の意識が高まるよう周知の方法等を検討してみてください。 ・ 安全安心で住みやすい街にするために欠かせない施策 です。土地の権利と絡むもので進めるのは難しい面があるとは思いますが、狭あい道路等調査委託業務の成果が出ることを期待しています。
	J13:歩行者にとって安全な道づくり	・交通事故の起きないまちをめざして、信号機設置や交通規制など安全対策について、警察などと連携をとりながら進める。 ・交通量が多く、歩道のない道路については、優先的に歩道の整備を進める。また、歩車道の段差解消や区画線(ライン)などの交通安全施設についても、さらに整備を進める。	・ 計画通りの進捗と思われます 。ハード面の整備は不可欠ですが、やはりソフト面、ルールを守るという基本が大切です。 ・前年度の進捗を踏まえて、道路管理課・道路建設課は今年度 充分な対応ができています と思います。しかし、安全対策課に対しての余談の意見として、当市の自転車マナーは目に余るものがあると思います。啓蒙活動はより一層徹底して安全を確保することを望みます。大人の自転車マナー違反への警告を徹底するとともに、小中高学校を通じて、小中高生に対して自転車マナー教育を導入していかないと今後の改善は見込まれないと思いますので、対応をしてください。 ・昨年のコメントでも書かれていますが、施策概要に「交通事故の起きないまち」と明記してありますので、事故の減少、増加の状況を補足ではなくきちんと実績の方に明記して頂きたいです。
	J14:乗合交通(バス)の利便性向上対策の推進	高齢者の増加や環境問題に対応するため、ノンステップバスの導入、バス停環境、ICカード導入などを積極的にバス事業者へ働きかけ、乗合交通(バス)の利便性向上を進める。	・利便性が向上したことを確認できる指標のようなものはありますか。 ・事業者頼みなことは理解できますが、表題に掲げている項目を網羅していない確認表です。ノンステップバスの他はどうなっているか説明が足りない。中島バスベイが出来たのならば、是非バスベイの普及とサイクルアンドバスライドも推し進めてください。特に高低差が顕著な市内南北の移動には必要だと思いますので、まちぢから協議会を利用して住民合意を図る必要があると思います。 ・課題点に「平成32年度までにノンステップバス導入率を70%とする」とありますが、目標値をパーセントで示すなら実績やスケジュールも同じようにしていただくと分かりやすいかと思います。27年度までの導入率は何%になったのでしょうか。 バスベイについての記述がありますが、その他のバス停環境の整備の進捗はなかったのでしょうか。なかったとすると、27年度の実績はノンステップバス1台配備と中島バス停の移転のみと、 大変遅い進捗 に感じます。
	J15:地域内公共交通の充実	コミュニティバス「えぼし号」の利用動向や利用者ニーズを踏まえ、地域にあった運行ルートの改善やデマンド区間の導入、乗合タクシーの導入などを検討する。	・ 計画通りの進捗と思われます 。 ・ 良く進展していることは評価 します。「内容に進捗が見られた」としているが、評価に値するか今一度振り返ってみてください。これからも住民の要望をまとめて数値化してニーズが多いことを優先して行き、市民の足となっていくことに期待しています。 ・かねてから要望のあったスーパーマーケットへの乗り入れをするなど、新しい試みを行っていて、とても良いと思います。将来像にある「 だれもが移動しやすいまちづくり 」に 少しずつですが、近付 いてきているように 思います 。
	J16:サイクルアンドバスライドの推進	バス停でのサイクルアンドバスライド用の自転車駐車場の設置に努め、自転車と乗合交通(バス)との連続性の確保を進める。	・ 計画通りの進捗と思われます 。 ・是非 バスベイの普及とサイクルアンドバスライドの設置も推し進めてください 。特に南北の移動には必要だと思いますので、まちぢから協議会を利用して住民合意を図る必要があると思います。 ・ 27年度は特に何も進捗がなかったように見受けられます 。 既にある施設で稼働率が100%を超えることも多くあるという事は、市民のニーズがそれだけあるという事だと思うので、もっと積極的に新設をしても良いのではと思います。
	J17:自転車の走行環境づくり	自転車で移動しやすい都市づくりをめざすため、良好な走行環境づくりを進める。	・ 計画通りの進捗と思われます 。 ・自転車の走行環境づくりは着々と整備されて努力は評価します。当市の自転車マナーは目に余るものがあると思います。「第2次ちがさき自転車プラン推進連絡協議会」と「まちぢから協議会」とタイアップして、 自転車走行とマナーのより一層徹底して安全を確保することを望みます 。 ・自転車専用レーンの進捗は時間がかかるかと思いますが、 少しずつでも着実に進んでいると思われます 。ただ自転車専用レーンだけに少し偏り過ぎているようにも感じるので、施策概要にある「自転車で移動しやすい都市づくり」をしっかりと念頭に置き、進めていってほしいです。 ・自転車走行レーンの設置により、 逆走や歩道走行の減少に効果が出ています 。安全にダイレクトに効果がありますので引き続き整備をお願いします。
	J18:香川駅の車両の行き違い施設の整備	相模線の複線化に向けた段階的整備として、香川駅に車両の行き違い施設の整備を進める。	・市内にある駅ということで、香川駅の車両の行き違いが施策となっているのですが、相模線複線化の前段階として、香川駅が優先的に整備される可能性はあるのでしょうか。 ・本件の進展は関係省庁との関係に難しさと、同じ努力をしていくことしかないもどかしさを感じます。今後も一層の努力を期待しています。当該地区のまちぢから協議会を通じて、住民の要望書をまとめて側面援助をお願いすることも協働の理念に合致すると思います。 ・前年度のコメントに「前年度のコメントと同意見です」とありますが、正にその通り、前年度のコメントと同意見です。 全く進捗が見られません 。 難しい施策なのはわかりますが、こういった案件ほど市民や利用者へのアンケートを実施する等、生の声を伝える努力が必要かと思います。 また、 この施策の目的とスタンプラリーやハイキングは関係性があるのでしょうか 。 詳しい記述がなければ関係性がわかりませんし、関係なければこちらへの記載は必要ないかと思います。
	J36:駅とその周辺のバリアフリー化	駅利用者の安全性、利便性の向上を図るとともに、国の移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、バリアフリー化を検討する。	・高齢者、障がい者等という表現をしている限り、心のバリアフリーは難しいと思われます。 ・ 駅利用者の安全と利便性を向上させる努力と進展は評価に値する と思います。余談として、駅舎内のトイレは清潔感がありますが、ベトリアンデッキの市が管轄しているトイレとエレベーターが余りにも汚く(清掃業者の清掃内容が問題なのでしょうが！)利用する気になりません。一度リフォームしてから、現状維持を徹底した適切な清掃をお願いします。 ・ 順調に進捗していると思います 。 前年度のコメントにもありましたが、全体目標や達成率を数値で示して頂けるともっと評価もしやすく、ゴールも見えやすいのではないかなと思います。

ちがさき都市マスタープランの概要			H28確認委員会コメント (平成27年度重点的に取り組む施策の進捗状況に対する確認委員会のコメント)
分野	施策	施策概要	
自然・緑地整備	【完了】新たなみどりの基本計画の策定	茅ヶ崎市の将来を見据えた、これからの時代にふさわしい実効性のある新たなみどりの基本計画の策定を進める。	—
	J19:水とみどり・生態系のつながりづくり	・河川や里山の維持・保全を進める。また、海岸の砂浜の維持・回復、砂防林の維持・保全を進める。 ・相模川、小出川、千ノ川、駒寄川を市民が川と親しむことができる環境づくりを河川改修事業などとあわせて進めるとともに、周辺の緑地との連続性を高め、国や県と連携をして水とみどり・生態系のつながりの構築を進める。 ・北部丘陵をはじめとするみどりの保全をめざし、自然環境保全地域の指定拡大を県へ働きかけるとともに、特別緑地保全地区の指定など、規制の検討を進める。また、私有地(共有地)となっている緑地については、その保全に向けて土地所有者との協議を進める。 ・自然系地域帯(ベルト)を中心としたみどりのひろがりを促進することで、生態系のつながりを形成し、豊かな自然に恵まれた都市づくりをめざす。	・事業は進捗していると思います。赤羽根字十三図はJ8では？この施策における海岸植生保全とJ7との関連はどうなっていますか。 ・茅ヶ崎ゴルフ場が開発されると海側の緑地が大きく減ることになります。本施策と調整が図られていますか？ ・赤羽根については予定通りの進捗と判断します。保全再生活動については、年度ごとに地域を指定して行っているのか、全地域を毎年度対象としているのか、進捗判断の基準になる記述がほしいです。
	J20:市街地に残されているみどりの保全	市街地に残されているみどりの保全をめざす。	・残っているみどりを保全することと、新たな緑を創出することとは少し違う施策だと思いますが、緑ゆたかな住環境実現へ向けての事業継続をお願いします。 ・継続して行われる施策なので、進捗状況の判断がしにくいのが、保全樹林保護のため、指定要件の緩和の検討、観察会実施の検討等努力が認められます。続けてお願いします。
都市景観形成	【完了】屋外広告物条例の制定	茅ヶ崎市の実態に即した茅ヶ崎市屋外広告物条例を制定し、地域の実情にあった景観形成に努める。	—
	J21:秩序ある景観の創出	景観計画による一定規模以上の行為〔①(ア)高さ10mを超える建築物(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域にあっては、軒の高さが7mを超える建築物)、(イ)延べ面積が1,000㎡以上の建築物、(ウ)商業施設の用に供する部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物、(エ)計画戸数を8戸以上とする建築物 ②高さ10mを超える工作物 ③開発区域の面積が500㎡以上の開発行為〕については、形態・意匠や既存樹木の保存、植栽場所などに関して、構想段階から対象事業者と協議調整を図ることができる仕組みづくりを進める。	・計画通りの進捗と思われます。茅ヶ崎らしい優れた景観とはどういうものか、イメージがわかりません、ご教示ください。 ・施策概要にある、構想段階から対象事業者と協議調整を図る仕組みづくり、は既に出てきているのですか？ ・施策の目的に則して進捗されているものと思います。景観法における届け出行為であり、市の基準の適合判断が成されているものですが、計画の将来像に記載されている「茅ヶ崎らしい優れた景観」とはどのような基準としているのでしょうか？
	J22:眺望点(視点場)の設定による眺望景観の保全	特に素晴らしい景観を望める場所については、眺望点(視点場)として設定し、後世に残す場所としての整備を進める。	・誘導が図られる時の、影響度の基準は何ですか。 ・価値のある眺望点を定めることは良いことだと思いますが、眺望点の整備や市民への案内はどのようになっていますか？ ・全ての届け出において景観模擬実験を実施し審査を行っていることにより、洩れなく施策は実行されているものと思われます。
	J23:景観重要公共施設の指定	景観形成上重要な位置づけがされている公共施設や市民に親しまれている愛称道路など景観形成の先導となる施設の指定を進める。	・事業は進捗していると思われます。 ・景観重要施設の指定後に、市民自身が景観を大切に持続するための協働も重要だと思いますので、検討して下さい。 ・計画通りに進捗しているものと思われます。
	J24:景観重要建造物・景観重要樹木の指定	本市の自然、歴史・文化などをよく表し、また市民などに親しまれ景観形成に良好な影響を与えている建造物及び樹木については、市民 との協働のもとに重要な資源として指定し、保全をめざす。	・建造物や樹木が対象の施策であるのに、景観資源に指定したとあるのは、本施策における実施事項でなく、J22に記載するべきだと思います。 ・景観資源の周知はHP以外にどのように実施していますか？他の施策も同様ですが、市民の意識に残るような周知が必要だと思います。 ・計画通りに進捗しているものと思われます。
	J25:自然景観の保全	市民の憩いの場となる、うるおいのある自然景観を創出するため、山林などへのゴミの投棄や施設への落書きなど、自然景観を阻害する要素を排除するとともに、土砂や建設資材及び廃材の置き場の設置に対する適切な指導や違反に対する是正を進める。	・景観みどり課の目的の内容は、J21と同じです。この施策は都市計画課だけで対応可能ではないですか。 ・施策概要にある、山林などへのゴミの投棄や施設への落書きなどの排除の取り組み、はどうなっていますか？パトロールは事後対策だと思いますが、棄てられない、書かれない、ための事前対策も必要だと思います。 ・届け出を待つだけでなく、パトロールの実施による積極的な監視はよいと思います。
	J37:歴史・文化資源と周辺地域の保全及び活用	うるおいとやすらぎのある都市づくりに向けて、堤・下寺尾地区などにある、地域に特徴を与えている歴史・文化資源を保全するとともに、その資源の活用に努める。	・計画通りの進捗と思われます。 ・下寺尾官衙遺跡群の活用を始めとする本施策は茅ヶ崎のイメージを、歴史のまち、に変えるインパクトがあると思います。これからも予定通り進捗することを期待します。 ・予定した事業は計画通りに進捗しているものと思われます
	【完了】下水道整備計画の策定	下水道施設の整備内容、整備スケジュール及び各年度事業費の平準化を図る計画の策定を進める。	—
	J26:合流式下水道の改善	相模湾に面した中海岸・東海岸・松が丘・浜須賀の4排水区において、放流水質基準値などを満たすための改善策として貯留管整備を進め、晴天時に処理場へ送水することで水質汚濁の軽減による衛生環境の向上をめざす。	・事業としては終了したと確認します。 ・予定通り進捗しているものと判断されます。湘南海岸が少しでもきれいになることを期待します。 ・検査条件に合致する降雨がなかったとのことで、進捗がなかったのは仕方のないことです。次年度の報告を待ちます。

ちがさき都市マスタープランの概要			H28確認委員会コメント (平成27年度重点的に取り組む施策の進捗状況に対する確認委員会のコメント)
分野	施策	施策概要	
住環境整備	J27:下水道施設の地震対策	避難所から流域下水道終末処理場を結ぶ管路や緊急輸送路に埋設された管路などの地震対策を進める。	ヒアリングを実施するまで下水道工事に費用がどれだけかかっているのか知りませんでした。下水道は、普段何気なく使用していて目に見えないため、市民の課題認識は薄いのが現状です。今後は、もっと市民にアピールを行っても良いのではないかと思います。
	J28:下水道施設の改築(管路などの長寿命化)	・避難所から流域下水道終末処理場を結ぶ管路などの改築(長寿命化)を進めます。 ・雨水ポンプ場は、計画的な調査により、改築(長寿命化)を進めます。	
	J29:市街化区域における公共下水道汚水の対策	市街化区域においては、公共下水道汚水整備100%をめざすとともに、整備が完了した区域においては、住宅などの排水設備の接続を促進する。	
	J30:市街化調整区域における生活排水の対策	市街化調整区域においては、公衆衛生の維持や水質保全のため、投資効果の高い区域では、公共下水道の整備に努めるとともに、合併処理浄化槽の設置を支援する。	・ 着実に進捗していると思われます。 ・補助金交付件数を記載して頂けると進捗が見えて良いと思います。 ・ 予定した事業は計画通りに進捗しているものと思われます。
	J31:浸水被害の軽減・解消	浸水被害の軽減・解消のため、雨水幹線の整備などの下水道整備や千ノ川や駒寄川の護岸整備を進める。また、宅地内雨水の流出抑制について、雨水貯留タンクの設置を促進する。	
	J32:自主防犯ネットワーク活動の強化・支援	多くの市民が自主防犯活動に参加できるよう、自主防犯ネットワークの構築や各地域における自主防犯活動を支援する。	
	J38:住宅に係る施策実施計画の策定と施策の推進	少子高齢化が進んでいく中で、住宅に係る課題に取り組んでいくため、住宅に関わる施策実施計画の策定を進める。 また、福祉部門と都市部門が連携し、施策を進めていくことにより、住環境の維持・向上をめざす。	・毎年継続が必要な事業ですので、その点からいえば事業は 計画通り進捗していると思われます 。対象者や活動の場は前年と比べ広がりましたか。 ・防犯活動団体が2団体しかないようですが、地域や自治会に働きかけなど増やす手立てはないのですか？ ・施策の進行は問題なく行われているものと思われますが、課題点として「活動の把握が必要」との記載があり、前年度の確認委員からのコメントに対して「活動の把握に努める」と回答していながら同じ状況となっています。 改善の努力に期待します。
都市防災	J33:避難と復旧を支える道路の整備・検討	・医療拠点である市立病院への経路を確保し、広域避難場所及び避難所への円滑な避難や救援活動を行うことができるように、相模線を東西に貫く新国道線及び市域の南北方向の東海岸寒川線の整備を進める。 ・小和田中赤線など南北の避難と復旧を支える路線の検討を進める。	・J11とJ33は2つの施策であるから別々との記載がありますが、逆で、道路を整備することが、2つの施策を進めることにつながっているという認識が正しいと思います。 ・本件は、本市にとって災害時の避難と復旧に欠かせない重要な課題を解消することを目的としていて早急に目に見えるようになることを切望します。目的が市民や該当地域住民に対して適切な説明がなされているのでしょうか？地域ぐるみでの合意形成を図り、地権者の賛意を得ることが必須と思いますので、益々の努力をお願いします。 ・ 順調に計画が進捗しているように思います 。とても重要な施策なので、今後もしっかりと進捗していくことを期待しています。
	J34:ツインウェイなどの橋りょうの耐震補強	落橋を防止するため、ツインウェイなどの橋りょうの耐震補強を進める。	・ 耐震補強は終了したのですから、施策名を変えた方がよいと思います が、道路法で位置づけられ、必ず実施しなくてはならない定期点検は、重点的に取り組む施策とは言えず、しなければならない事業です。 ・当市は他市に比して橋梁は少ないので、全橋梁に対して早急に長寿命化を計れると思います。是非今後もこのペースで(予算処置が図れば前倒しで)勤めてください。 ・26年度に全ての工事を完了したとありますが、協議のみでなくこまめに点検をすべきなのではと思いました。
	J35:公共施設・住宅における耐震改修の促進	公共施設の耐震改修を進めるとともに、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事を支援し、耐震化を促進する。	・前年度と比べた進捗状況欄と改題点と同じ記載があるのはおかしいです。 自分で所有している人を対象に診断補助を行うとの説明ですが、何故でしょう。所有者と居住者が違っている建物は関係ないのでしょうか。同じ市民ですけど。 ・市内全公共施設に対してどのくらいの耐震化が完了しているか明示する必要があるのではないのでしょうか？同様に市内全域の住宅での 耐震化がどの程度進捗 しているか？また、住宅に対する耐震化への市民の協力度はどのくらいか？特にクラスター地区に対しての耐震・耐火の方策が見えません。 ・ 概ね順調に進捗していると思います 。広報などで耐震について目にする機会があり、周知活動についてもとても頑張りが見えていたように感じます。
	J39:復興段階におけるまちづくりのあり方の検討	発災後、復興段階のまちづくりを円滑に進めるため、復興の考え方や進め方をあらかじめ検討しておくとともに、まちづくりに必要となる都市計画基礎調査をはじめとしたデータの整備を進める。	・施策としては大きな意味があると思いますが、実現可能なものになるようお願いします。 ・災害を受けたときの復興に関しての考え方や進め方の計画を持っていることは必要と考えますが、災害の程度を想定することは難問であると思います。これこそ、市民との協働にて考え方と進め方のコンセンサスをとっておくことが必要でしょう。なるべく早い時期に市民全体に告知できるようにお願いします。 ・色々な意見交換会を行い、「復興イメージトレーニング」を模索したことは分かりましたが、 具体的な進捗が見られません 。実際に被災し、復興を目指す経験者の話等を市民と共に共有するなど、具体的な事柄を盛り込んでみてはどうでしょう。
	J40:防災拠点機能の拡充	災害時の応急対策や復旧などの様々な活動を行う上で重要な役割を果たす防災拠点の機能拡充を図るため、施設や資機材などの整備、避難や防災活動に役立つ空間の確保などに努める。	・実際の災害時に防災拠点間の連携が取れるように、 他の施策との整合性を図ってください 。今後も継続願います。 ・防災拠点の整備拡充は、災害時に必須となる事項です。新庁舎や運動公園だけでなく、各拠点の整備・拡充の状況も記載していただきたい。 ・防災拠点機能の拡充が市内の一部の地域に偏りすぎて実施されているように感じます。 主に市役所新庁舎と柳島スポーツ公園の進捗について記載されていますが、柳島スポーツ公園は津波の際に広域避難場所として機能するのでしょうか。せつかく海の近くに新しい施設を建設するのに、津波に対する対策が甘すぎるように思います。そのような 施設の建設とこの施策を結びつけるのは少々無理矢理のように感じます 。
い環都市にづくりし	J41:「低炭素まちづくり計画」の推進	都市活動由来の温室効果ガス排出量の削減に資する施策を一体的に推進する。	低炭素の取り組みは、日本だけでなく地球規模で見ても難しい問題だと思います。 施策の目的や事業内容を分かりやすくする工夫をすると共に、どれだけ低炭素化されたかを目で確認できるようにして進捗確認をしていくべきだと思います。 今の段階では、低炭素化が進んでいるとは言えません。多くの施策が低炭素まちづくり計画に関係しているので、施策の横の連携を取りながら取りまとめて行く事で成果として見えてくる事もあるのではないのでしょうか。

「ちがさき都市マスタープラン」施策一覧表（平成20年度改定・平成25年度別冊改定）

赤字：平成25年度改定により、追加・削除（取り消し線付）となった項目
（再掲）：他分野における再掲 *：同一分野内における再掲
□：市民満足度調査項目番号

取り組み方針	取り組みの方向（大項目）	取り組みの方向（中項目）	方針	施策
1.土地利用	1－1 地域特性を活かした土地利用	1－1－1 良好な住宅地の形成 C02 D04 D16	快適な住環境の整備	建築物の高さ規制区域の拡大【終了施策】
			防災・減災に配慮した住環境の整備	敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入【終了施策】
		1－1－2 自然環境に配慮した土地利用 D01、D09 D10、D14	自然とふれあうことができる環境の保全	都市づくりの考え方やルール の制定と拡充【終了施策】
			緑地や田園環境の保全・整備	秩序ある市街化調整区域の土地利用の検討【終了施策】
		1－1－3 商業地の環境整備 D02、D16	商業地での多様な機能をもつ市街地の形成	J6:柳島向河原地区における運動公園整備とあわせた緑地などの確保
				J8:豊かな自然環境と共生した教育文化の拠点づくり
		1－1－4 工業地の保全と活用 C02、D04	既存の工場などの操業環境の維持・向上	都市づくりの考え方やルール の制定と拡充【終了施策】
			工業系用途地域の見直しなどの検討	J3:茅ヶ崎駅周辺の居住誘導方策の具体化
	1－2 活力を創出し生活を支える拠点の形成	1－2－1 都市拠点の整備 D02、D07 D16、E04	本市の中心となる茅ヶ崎駅周辺の整備	J4:香川駅周辺の都市機能の充実
			交通特性を活かした拠点の整備	J2:市庁舎周辺の行政機能の充実
				J3:茅ヶ崎駅周辺の居住誘導方策の具体化＊
				J4:香川駅周辺の都市機能の充実＊
		1－2－2 交流拠点の整備 D01、D04、D09、 D10、D13、D14	豊かな自然環境と共生した茅ヶ崎漁港周辺の整備	J9:さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺における産業系土地利用の検討
			県立茅ヶ崎里山公園周辺の整備	J10:辻堂駅西口周辺の都市拠点整備
			柳島向河原地区における交流拠点の整備	J7:豊かな自然環境と共生した茅ヶ崎漁港周辺の整備
			柳島海岸周辺・ヘッドランド周辺の交流拠点整備	J8:豊かな自然環境と共生した教育文化の拠点づくり
2.交通体系整備	2－1 都市機能を支える幹線道路網の整備	2－1－1 道路網整備 D02、D07	主要幹線の整備	J11:環状道路の整備による交通の円滑化
			都市幹線の整備	J13:歩行者にとって安全な道づくり
			環状道路の整備	J36:駅とその周辺のバリアフリー化
	2－2 歩行者に配慮した交通体系の形成	2－2－1 歩行者空間・自転車走行空間の整備 C04、D02、D03、 D06、D08	だれもが利用しやすい歩行者空間の整備	J17:自転車の走行環境づくり
			自転車の走行環境づくり	J12:狭あい道路の解消促進
			狭あい道路の解消促進	J13:歩行者にとって安全な道づくり＊
			歩行者にとって安全な道づくり	J36:駅とその周辺のバリアフリー化＊
		2－2－2 駐車場整備 C01、D03	環状道路周辺での駐車場整備	
			自転車駐車場などの小規模分散配置	J16:サイクルアンドバスライドの推進
	2－3 公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成	2－3－1 公共交通網整備 C01、D03	東海道本線の輸送力増強	
			相模線の輸送力増強	J18:香川駅の車両の行き違い施設の整備
				J14:乗合交通（バス）の利便性向上対策の推進
			乗合交通（バス）の利便性向上	J15:地域内公共交通の充実
				J16:サイクルアンドバスライドの推進＊
3.自然・緑地整備	3－1 自然・緑地の保全と創出	3－1－1 みどりの地域帯の整備 D01、D09、D10	自然系地域帯（ベルト）の形成	新たなみどりの基本計画の策定【終了施策】
				J19:水とみどり・生態系のつながりづくり
			生態系ネットワークの形成	新たなみどりの基本計画の策定【終了施策】＊
				J19:水とみどり・生態系のつながりづくり＊
			北部丘陵の自然環境の保全と活用	新たなみどりの基本計画の策定【終了施策】
				J19:水とみどり・生態系のつながりづくり＊
		3－1－2 自然・緑地の保全・創出のための仕組みづくり D01、D05、 D09、D14	茅ヶ崎海岸の自然環境の保全と活用	新たなみどりの基本計画の策定【終了施策】＊
			河川環境の保全と活用	新たなみどりの基本計画の策定【終了施策】＊
				J19:水とみどり・生態系のつながりづくり＊
			市街地でのみどりの創出	新たなみどりの基本計画の策定【終了施策】＊
				J6:柳島向河原地区における運動公園整備とあわせた緑地などの確保（再掲）
			市街地に残されているみどりの保全	新たなみどりの基本計画の策定【終了施策】＊
4.都市景観形成	4－1 自然・歴史・文化を尊重する景観形成	4－1－1 豊かな自然の保全と創出 D01、D04、D10	土地利用規制による自然景観の保全	J20:市街地に残されているみどりの保全
			自然景観の保全	
		4－1－2 歴史的・文化的資源の保全と活用 A04、A06、D04、D05	適正な維持管理による貴重な資源の保全	J25:自然景観の保全
			歴史的・文化的資源の伝承	J24:景観重要建造物・景観重要樹木の指定
			地域活動への市民参加による伝統行事の継承	J37:歴史・文化資源と周辺地域の保全及び活用
	4－2 地域の個性を創出する景観形成	4－2－1 個性とまとまりのあるまち並みづくり D04、D05	地域の個性を生かしたまとまりある住景観の創出	J21:秩序ある景観の創出
			湘南文化を感じさせる市街地景観の創出	J24:景観重要建造物・景観重要樹木の指定＊
	4－3 人にやさしい心豊かな景観形成	4－3－1 快適な公共空間づくり C02、D04	良好な都市景観の創出	屋外広告物条例の制定【終了施策】
			連携・協働による快適な公共空間の創出	J23:景観重要公共施設の指定
	4－4 市民・事業者・行政の連携と協働による景観形成	4－4－1 市民・事業者・行政の連携と協働 D04、D05	市街地の美化推進	
			地域の特色を活かした景観の誘導	J21:秩序ある景観の創出＊
	4－5 湘南茅ヶ崎のイメージにふさわしい景観形成	4－5－1 眺望景観の確保 D04	景観資源の発掘の推進	J24:景観重要建造物・景観重要樹木の指定＊
			眺望点（視点場）の保全・整備	J22:眺望点（視点場）の設定による眺望景観の保全
			眺望点（視点場）の適正な維持管理による眺望景観の確保	J21:秩序ある景観の創出＊

「ちがさき都市マスタープラン」施策一覧表（平成20年度改定・平成25年度別冊改定）

赤字：平成25年度改定により、追加・削除（取り消し線付）となった項目
（再掲）：他分野における再掲 *：同一分野内における再掲
□：市民満足度調査項目番号

取り組み方針	取り組みの方向（大項目）	取り組みの方向（中項目）	方針	施策
5.住環境整備	5－1 快適な住環境の形成	5－1－1 快適な住環境の整備 C02、C04、D02	地域特性に応じた快適な住環境づくり	建築物の高さ規制区域の拡大（再掲）【終了施策】
				敷地面積に対する最低限度を規定する制度の導入（再掲）【終了施策】
			多様なニーズに対応した住宅環境整備の推進	J5:浜見平地区において環境に配慮した生活・防災機能を持つ拠点の整備（再掲）
				J3:茅ヶ崎駅周辺の居住誘導方策の具体化（再掲）
				J42:防火・準防火地域の見直しの検討
	5－2 下水道の整備による快適性の維持・向上	5－2－1 衛生環境の向上と水質保全 D12	合流下水道の改善	J12、K2:狭あい道路の解消促進（再掲）
				J38:住宅に係る施策実施計画の策定と施策の推進
			下水道施設の地震対策	下水道整備計画の策定【終了施策】
				J26:合流式下水道の改善
			下水道施設の改築（管路などの長寿命化）	下水道整備計画の策定【終了施策】＊
				J27:下水道施設の地震対策
		市街化区域における公共下水道汚水の対策	下水道整備計画の策定【終了施策】＊	
			J28:下水道施設の改築（管路などの長寿命化）	
		市街化調整区域における生活排水の対策	下水道整備計画の策定【終了施策】＊	
			J29:市街化区域における公共下水道汚水の対策	
5－2－2 浸水被害の軽減・解消 D12、C05	浸水被害の軽減・解消	下水道整備計画の策定【終了施策】＊		
		J30:市街化調整区域における生活排水の対策		
5－3 安全・安心の都市づくり	5－3－1 地域の防犯力の向上 C04	犯罪を未然に防止する地域コミュニティの形成	下水道整備計画の策定【終了施策】＊	
		一人ひとりの「見守り」意識の向上	J31:浸水被害の軽減・解消	
			J32:自主防犯ネットワーク活動の強化・支援	
6.都市防災	6－1 災害時の被害を軽減し、被災後の迅速な復旧を促す基盤づくり	6－1－1 地震に強い基盤の構築 C05、D06、D07 D08、D12	道路・橋りょうの整備	J33:避難と復旧を支える道路の整備・検討
				J34:ツインウェイなどの橋りょうの耐震補強
			狭あい道路の解消促進	J12:狭あい道路の解消促進（再掲）
			下水道施設の地震対策	J27:下水道施設の地震対策（再掲）
			下水道施設の改築（管路などの長寿命化）	J28:下水道施設の改築（管路などの長寿命化）（再掲）
			住宅の耐震性の向上による倒壊の軽減	J35:公共施設・住宅における耐震改修の促進
			公共施設の整備	J40:防災拠点機能の拡充
		公共施設などの整備・改築更新機会を活かした災害に強い都市づくりの推進	J35:公共施設・住宅における耐震改修の促進	
		防災空間の確保	J42:防火・準防火地域の見直しの検討（再掲）	
		6－1－2 水害に強い基盤の構築 C05	浸水被害の軽減・解消	J31:浸水被害の軽減・解消（再掲）
		6－1－3 情報ネットワークの構築 C05	防災行政用無線の適正な配置と運用による確実な情報伝達 迅速かつ確実な災害情報の伝達	
			帰宅困難者への支援	—
	市と地域の情報伝達		J40:防災拠点機能の拡充＊	
	6－1－4 避難ネットワークの構築 C05、D07	避難生活の支援の構築	J40:防災拠点機能の拡充＊	
		必要な物資の適切な管理と緊急輸送路の整備による確実な物資供給体制の構築	J33:避難と復旧を支える道路の整備・検討＊	
		帰宅困難者への支援		
	6－2 発災後の復興に向けた体制の構築【復興準備】	6－2－1 復興準備の推進【新しい方針】	「茅ヶ崎市地域防災計画」との連携強化	
			復興準備に取り組む体制の整備	J39:復興段階におけるまちづくりのあり方の検討
7.環境にやさしい都市づくり	7－1 低炭素まちづくりに向けた取り組みの一体的な推進	7－1－1 低炭素まちづくりに向けた取り組みの体系化【新しい方針】 C01	低炭素まちづくりの推進	J41:「低炭素まちづくり計画」の策定
	7－2 地域特性を活かした土地利用	7－2－1 自然環境に配慮した土地利用【再掲】 D01、D10	自然とふれあうことができる環境の保全	J19:水とみどり・生態系のつながりづくり（再掲）
			緑地や田園環境の保全・整備	
	7－3 歩行者に配慮した交通体系の形成	7－3－1 歩行者空間・自転車走行空間の整備【再掲】 D02、D07	だれもが利用しやすい歩行者空間の整備	J11:環状道路の整備による交通の円滑化（再掲）
			自転車の走行環境づくり	J11:環状道路の整備による交通の円滑化（再掲）＊
	7－4 公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成	7－4－1 公共交通網整備【再掲】 C01、D03	JR東海道本線及びJR相模線の輸送力の増強、乗合交通（バス）の利便性向上	J14:乗合交通（バス）の利便性向上対策の推進（再掲）
	7－5 自然・緑地の保全と創出	7－5－1 みどりの地域帯の整備【再掲】 D01、D10	自然系地域帯（ベルト）の形成	J19:水とみどり・生態系のつながりづくり（再掲）＊
			生態系ネットワークの形成	J19:水とみどり・生態系のつながりづくり（再掲）＊
			北部丘陵の自然環境の保全と活用	J19:水とみどり・生態系のつながりづくり（再掲）＊
			茅ヶ崎海岸の自然環境の保全と活用	
		河川環境の保全と活用	J19:水とみどり・生態系のつながりづくり（再掲）＊	
	7－5－2 自然・緑地の保全・創出のための仕組みづくり【再掲】 D01、D05、D14	市街地でのみどりの創出	J6:柳島向河原地区における運動公園整備とあわせた緑地などの確保（再掲）	
		市街地に残されているみどりの保全	J20:市街地に残されているみどりの保全（再掲）	
7－6 下水道の整備による快適性の維持・向上	7－6－1 衛生環境の向上と水質保全【再掲】 D12	合流式下水道の改善	J26:合流式下水道の改善（再掲）	
		市街化区域における公共下水道汚水の対策		
		市街化調整区域における生活排水の対策		